

# 原告団

ニュース147号

次回裁判:2026年3月13日(金)午後2時～

目次	
年頭にあたって	1
裁判報告	5
・準備書面(222)	5
=池田安隆教授が地震学会『日本の原子力発電と地球科学』に寄稿された論文「変動帯に立地する原子力関連施設の耐震安全性評価に関わる地質学的問題」の、本件施設の耐震安全性についての意義=	
・準備書面(223)	9
被告準備書面(16)(19)(20)及び(23)に対する反論②	
・準備書面(224)	14
大陸棚外縁断層一層面すべり断層のメカニズム	
被告と参加人の主張・次回裁判日程	13
原子力規制委員会の審査が伸びている理由	16
2025年11月15日「反核燃・秋の共同行動」報告	17
私が体験した地震と六ヶ所再処理工場の耐震	18
原発核燃からの撤退を！ 巨大地震と津波の前に	21
関西集会に参加して	
新たな取り組みでの上映会を終えて	22
核のゴミから未来を守る青森県民の会 青森県に対し要請書を提出	23
抗議文	24
日本政府が固執する原子力開発は	26
いったい何のために行われているのか？	
六ヶ所核燃などを巡る動き	27
お知らせなど	28

## 年頭にあたって

- 2025年を回顧し新しい年の飛躍を願って -

代表(弁護士)浅石 紘爾



八戸市・馬淵川の白鳥

は必ず成し遂げるべき重要課題であり、官民一体となって取り組む」強い決意が示され、再処理・核燃の積極推進を改めて表明しました。

福島原発事故に対する国民の不安、被災者の悲しみと怒り、原子力行政への不信、電力業界への非難の声に押されて打ち出された「依存度低減」政策が、わずか14年で、いともあっさり放棄され、3.11以前に戻ってしまったのです。



柏崎刈羽原発 2024.12.12 日本経済新聞

### 1 はじめに

昨年は、原子力回帰・推進の1年でした。この反動的1年を時系列に従って振り返り(4頁・別紙一覧表)、新しい2026年が本当に心安らかに暮らせる年であるために、私たちは何をすべきか、何ができるのかを、原発、核燃廃止運動の視点に立って考えてみたいと思います。

### 2 後戻りの現状

#### (1) 第7次エネルギー基本計画の策定

2月に発表された第7次エネルギー基本計画は、「原発依存度低減」から一転して「最大限活用」への転換を図り、また、「六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工

#### (2) 原発回帰の実状

計画発表からわずか10ヶ月の間に、原発回帰政策は実行に移され、泊原発(3号機)

の再稼働は最終段階を迎えます。柏崎刈羽原発6号機は、県知事が容認の意向を表明し、県議会の追認を得て「地元同意」の手続きを終えたことにしたものの、その直後制御棒引抜試験の不具合が生じ再稼働は延期され、1月21日に再稼働したが、翌日再度不具合が発生して原子炉停止、東電の技術的能力の欠如が露になった。

7号機は、新規規制基準の「特重施設」に要求されるテロ対策の「地下式フィルタベント(FV)」の設置遅れで、2029年9月まで再稼働は先遅れとなった。

残る浜岡原発(3,4号機)は耐震不正データ発覚により審査のやり直しとなりました。

避難計画の不備などを理由に運転差止となった東海第二原発は控訴審(東京高裁)で審理中で、安全対策工事、地元同意未了のため再稼働は先送り。東通原発は津波、地震(活断層)対策の審理が終われば再稼働に向かって動き出すと思われます。

大間原発の建設進捗率は37%にすぎませんが、竣工に必要な適合性審査は着々と進んでおり予断を許しません。

### (3) 最終処分地、中間貯蔵施設の立地

① 最終処分地選定は、寿都町、神恵内村の文献調査は終了したものの、次の概要調査に移行する条件が整わず、また玄海町は文献調査を受け入れたものの地質条件に難点があり、加えて両候補地の知事が概要調査に不同意の意向を示していることから、NUMOの思惑どおり計画が進むとは思えませんが、流動的な政治情勢の下では、知事の姿勢が変わる事態もなきにしもあらずで、先行きは不透明と言わざるをえません。

② 原発運転継続のネック解消策である使用済燃料の敷地内外における中間貯蔵計画は、むつ中間貯蔵施設(RFS)への第2回搬入は実施されたものの、中国電力、関西電力が狙う上関町は住民や周辺自治体の反対が強く立地は流動的です。現在使用済燃料プールの貯蔵率約85%の関電は、中間貯蔵場確保に奔走しています。

### (4) 六ヶ所再処理工場

同工場は、2020年7月事業変更許可を受けたものの、設工認申請(1回目2020年12月、2回目2022年12月の2回)手続きでの説明が長引き(申請項目が約5万個所と膨大なうえ、その70%がアクセス困難で、実地検査が困難なため)、当初1999年8月に予定していた竣工は27回もの延期を繰返し、日本原燃は2026年度中(2027年3月末)の竣工を目指していますが、それまでに審査が終了する状況にはなく、28回目の延期が現実視されており、竣工と本格稼働は極めて不透明な状況にあります。

六ヶ所工場の操業が遅れると、原発の使用済燃料プールの貯蔵が満杯となり、運転に支障をきたすため、日本原燃の大株主である関電は、エース級社員を派遣して竣工へのテコ入れをするなど、会社・株主一体となって竣工に向けて必死の工作を行っています。

事業主である日本原燃にも、その焦りが如実に表れる一例を紹介します。日本原燃は、これまで使用前事業者検査で確認するとしていたガラス溶融炉(ガラス固化)検査を竣工後に実施すると方針変更しました。その背景には難関であるガラス固化にまた失敗すれば竣工が更に遅れるので、このような事態は絶対避けたいという思惑があり、審査会合で突如として、このような非常識極まりない説明をするに至りました。原告団は本末転倒の方針変更を批判し強く抗議しました(別項参照)。

## 3 規制の現状

福島原発事故から15年経ちますが、国民及び被災住民の不安と苦悩は忘れ去られてしまいました。

フクシマの反省と教訓を契機として新たに設置された原子力規制委員会は、法が定めた規制機関としての独立、中立公正の立場をかなぐり捨て推進に加担し、一方推進を最終的にチェックすべき裁判所も、規制委判断の追認が常態化、電力擁護、国策追随の姿勢が目立ちます。

#### 4 推進側にも逆風

##### (1) 六ヶ所再処理工場の破綻

- ① 六ヶ所再処理工場は、必要性、経済性、安全性、平和利用目的、高レベル放射性廃棄物処分いずれの観点からも、その成立要件を欠き、事実上の破綻状態にあります。このことは、プルトニウム利用(プルサーマル)の挫折及び前述した竣工の大幅遅れ状態に照らして明らかです。
- ② 六ヶ所再処理工場の立地条件の劣悪性については、裁判においても度々指摘してきましたが、12月8日の青森県東方沖の海溝型地震(M7.6、震度八戸市6強、六ヶ所村5強)は、国(内閣府)が公表した日本海溝・千島海溝沿い巨大地震(M9.1~9.3)や青森県が公表した太平洋側海溝型地震(M9.0、六ヶ所再処理工場敷地周辺の震度6強)発生の予兆であり、福島原発事故の再発を予測させる「海底の時限爆弾」と銘記すべきです。100%安全な耐震補強が確保されるまでの間、核燃の稼働は中止し、東通原発の再稼働は行ってはなりません。



2025. 12. 15 デーリー東北

##### (2) プルトニウム保有制限

仮に工場が竣工したとしても、以下の状況に照らして再処理工場稼働のメリットはない。

- ① 原子力委員会の方針改訂

アメリカからプルトニウム保有量の上制限(キャップ制)導入の要求を受けて(当時の保有量は2017年時点で47.3トン)、原子力委員会は、「利用目的のないプルトニウムは持たない」(2000年長計)方針を「プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行い、プルトニウム保有量を減少させる」(2018年7月31日決定)と改訂しました。現在(2024年末)の保有量は44.42トンですが、これにより、六ヶ所再処理工場の年間800トンのフル稼働は、大幅に制限されることになりました。

##### ② 日本原燃の操業計画

六ヶ所再処理施設の暫定の操業計画(処理可能な年間再処理量)

年度	2025		2026		2027		2028		2029	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
再処理可能量 (トU <sub>Pr</sub> ) ※1	-		0		70		170		90	
	-	-	-	0	0	70	60	110	0	90
プルトニウム回収見込量 (トPu) ※2	-		0		0.6		1.4		0.7	
	-	-	-	0	0	0.6	0.5	0.9	0	0.7

日本原燃は、2024年12月13日、六ヶ所再処理工場の暫定操業計画を立て、次表のように公表しました。申請当初の操業計画は大幅に縮小されています。暫定計画とは言うものの当初計画とあまりにもかけ離れた処理量であり、経理的基礎(採算性)を確保する観点からも、六ヶ所再処理工場の破綻は明らかです。

#### 5 2026年を原発・核燃(再処理)廃止の年に!

去年は、原発回帰に舵を切った最悪(最厄)の年でしたが、推進側にも厳しい逆風が吹いています。諦めることなく、着実な反対運動を積み重ねて、原発と核燃(再処理)廃止に向けての展望を切り拓こうではありませんか。

#### 追記

このニュースがお手元に届くころには、衆議院が解散され総選挙選の真最中と思われますが、一人でも多くの反核候補が当選できるよう頑張りましょう。

原告団メンバーであり、反原発・反核燃を訴える佐原若子さんが、青森3区と東北比例区に重複立候補予定です。

## 別紙 一覧表

- 2025年 原子力回帰・推進の経緯
- 1 24 英政府：MOX 燃料加工中止。プルトニウムは地層処分により廃棄決定
  - 2 15 文科省：核融合炉(原型炉)の建設開始時期を 2030 年とする工程表を発表
  - 18 政府：第 7 次エネルギー基本計画を策定公表
  - 3 5 広島地裁：伊方原発(3 号機)差止請求の棄却判決
  - 5 最高裁(第 4 小法廷)：東電経営陣に対する業務上過失致死被告事件の無罪判決を支持して、上告棄却
  - 15 名古屋地裁：40 年超えの老朽原発(高浜 1,2、美浜 3)の運転期間延長(20 年)取消請求を棄却
  - 18 松山地裁：伊方 3 号機の運転差止請求を棄却
  - 4 18 核燃立地協定から 40 年経過
  - 26 高レベルガラス固化体搬入から 30 年経過(搬出期限まで残り 20 年)
  - 5 11 原子力規制委員会：大間原発の基準地震動を 650 ガルから 957 ガルに引上げ了承
  - 28 女川・高浜原発の乾式貯蔵施設の新設許可
  - 6 4 内閣府に核融合発電の国家戦略組織設置
  - 6 東京高裁：株主代表訴訟の原判決(13 兆 3210 億円)を取消(住民側上告中)
  - 12 高レベル最終処分地受入れ賛成知事ゼロ(共同通信全国 47 知事アンケート)
  - 23 再処理機構：再処理の総事業費が 15 兆 6200 億円、MOX 工場は 23 兆 6000 億円と発表
  - 7 22 関西電力：美浜原発敷地周辺で次世代革新炉の地質調査実施を発表
  - 30 原子力規制委員会：北海道電力泊原発 3 号機審査合格(2027 年再稼働目指す)
  - 30 日本原燃：再処理工場の運転期間 2100 年位までの 70 年操業を言及
  - 8 27 福岡高裁：川内 1,2 号機の許可取消控訴を棄却(火山ガイドの適合性審査が争点)
  - 29 中国電力：上関中間貯蔵施設の立地可能を発表
  - 10 7 日本原燃：六ヶ所ウラン濃縮工場に 11 年振りで六フッ化ウラン 625 トンを搬入開始
  - 20 自民・維新、連立政権合意書：原発再稼働の促進、次世代革新炉・核融合炉の開発加速化
  - 28 むつ中間貯蔵施設に使用済燃料 138 体を搬入(2 回目)
  - 11 21 新潟県知事が柏崎刈羽原発の再稼働容認。12.22 県議会・追認
  - 28 名古屋高裁金沢支部：美浜 3 号機の運転差止仮処分の即時抗告を棄却
  - 12 8 青森県東方沖地震発生：M7.6、震度(八戸市 6 強、六ヶ所村 5 強)。六ヶ所再処理工場の使用済燃料プールがスロッシングを起こして冷却プール水 650 リットルが溢水
  - 24 日本原燃：ガラス固化体製造は再処理工場竣工後との見解表明
  - 25 大津地裁：福井原発訴訟(11 基)運転差止請求を棄却
- 2026年
- 1 5 浜岡原発 4 号機で基準地震動の不正策定発覚 → 審査白紙に
  - 21 東電・柏崎刈羽原発 6 号機：再稼働直後に原子炉停止

### 準備書面（222）

=池田安隆教授が地震学会『日本の原子力発電と地球科学』に寄稿された論文「変動帯に立地する原子力関連施設の耐震安全性評価に関わる地質学的問題」の、本件施設の耐震安全性についての意義=

弁護士 海渡 雄一

#### 第1 池田安隆教授の地震学会「日本の原子力発電と地球科学」への投稿

池田安隆氏は、原子力安全委員会の安全審査に関与し、多数の論文、学会発表資料などにおいて、本件施設の沖合に存在する長大な海底断層について、その成因を分析し、これが現在も活動中の活断層であると述べてきた。

本論文は、このような経験に基づいて、理学者として、現在の原発の地震に関する規制審査について、池田氏が、問題点として考えたことを総括的に、俯瞰的にまとめたものである（下線は编者による）。

#### 第2 原子力施設の耐震安全性に関する規制審査の総括的な問題点

##### 1 規制機関が独自に調査することはない

同論文の冒頭において、「原子力関連施設の耐震安全性審査の最大の問題は、地震動のリスクに関する科学的知見と工学的・経済的・社会的要請とが完全に分離されず、審査の過程において過度な妥協やつじつま合わせが行われてしまうことにある。」

「本報告では、こうした様々な要請を一旦忘れ、純粋に科学的見地から変動帯に立地する原子力関連施設の地震災害リスクを検討する。」「また理学者としての筆者の立場から、自然災害と原子力災害との本質的な違いについて議論し、理学が自然災害の軽減に対してどの様な貢献をすべきかについて私見を述べる。」と、自らの立場を明らかにされている。

「1. はじめに」では、「旧・原子力安全委員会は、1981年に制定された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を2006年に改訂した。この「新指針」に基づいて既設の原子力発電施設すべてについ

て耐震安全性の再評価（いわゆる「バックチェック」）が実施された。耐震安全性の評価は各事業者自身が行い、その結果を先ず原子力行政の推進機関である旧・原子力安全保安院（経済産業省に属す）に報告する。原子力安全保安院は評価結果の妥当性を確認した後、最終審査機関である原子力安全委員会に報告し審査をゆだねる。」と審査の仕組みを説明されている。

「世間一般に余り認識されていないことは、このような審査にあたって、その根拠となるデータの取得と解釈を事業者自身が行って報告書にまとめるということである。審査を行う側の原子力安全委員会が独自に調査を行う事は全くない。審査を裁判に例えれば、原子力事業者は被告人である。検察側が全く証拠を提出せず、被告側の証拠だけを基に行う裁判で真相を解明できるか否か、答えは言うまでも無いであろう。」と、審査が、事業者のしつらえた土俵の上で、闘われていることを痛烈に批判している。

##### 2 規制委員会の下ではダブルチェックが働かなくなっている

「政府は、旧・原子力安全保安院と旧・原子力安全委員会とで二重に存在していた審査機関を、原子力規制委員会に一元化することによって効率化を図った（と説明）。しかし、これは「効率化」の一方でダブルチェックの機能が働かなくなったことを意味する。」

そして、地震動のリスクについて「しかも旧・原子力安全保安院は、国策として原子力行政を推進するサイドに属していたので、厳密な意味での審査機関では無い。しかしそれでもなお、ある種歯止めの役割を果たしてきたと思われる。旧・原子力安全

委員会・耐震安全性評価特別委員会の専門委員として原子力関連施設の耐震安全性バックチェック審査に関わった。その経験から判断すれば、耐震安全性審査の最大の問題は、地震動のリスクに関する科学的知見と工学的・経済的・社会的要請とが完全に分離されず、審査の過程において過度な妥協やつじつま合わせが行われてしまうことにある。」

### 3 巨大な慣性力に抗しうる科学者は多くない

「誤解を恐れずに単純化すれば、行政官僚は無謬性と一貫性を、企業は利潤を、技術者は技術的挑戦を、半ば本能的に追求する。さらに付け加えれば、科学者組織も含めたこれら集団の間で利益誘導へと向かう力が働く。そしてこれらの巨大な慣性力に抗しうる科学者は多くない。組織の持つ慣性力は、大学以外の国立およびそれに準ずる研究機関に所属する科学者にとってより深刻である。川勝(2012)は、防災に関わる問題をトランスサイエンス領域に属すると位置づけ、社会の広範な分野との共同作業によって解決すべきであるとの見解を述べた。しかし、そのような共同作業が原子力安全委員会等の場で実際に行われたという例を(寡聞にして)筆者は知らない;現実起こった共同作業はむしろ、過度な妥協とつじつま合わせとであった。」

### 4 理学者は何ができるかという問い

「理学は、社会の要請に直接応えることを目的とする実学ではなくて、虚学である。社会の要請にたいして理学が答えるべきことは何なのか、という間に容易に答えを出すことはできない。しかしその答えが過度な妥協やつじつま合わせをして真実を曲げることで無いことだけは確かである。」と警鐘を鳴らしている。

## 第3 「地震ハザードとしての断層」

「地震ハザードとなる断層は、大は沈み込み帯の巨大逆断層から小は露頭スケール

の小断層まで、様々な規模にわたって存在する。また、これらの断層が動くことによって引き起こされる災害は、(a)地震動による災害、(b)地震動が二次的に引き起こす現象(斜面崩壊、地滑り等;津波もこれに含めておく)によって生じる災害(c)断層のずれによって生じる災害、の3通りに分類できる。(c)は地表断層をまたいで構造物を造った場合に起こる災害であり、地震動とは無関係であるが、広い意味で地震災害に含めておこう。」

「原子力発電施設の耐震安全性を評価するということは、地震ハザードの存在をもちろん認識した上で、当該施設が被り得る被害の大きさとその発生頻度とを予測することである。地震ハザードとしての断層は、重要度の順に次の3つ(2番目の項目をさらに細分すれば4つ)に分類できる」

- (1) 沈み込み帯の巨大逆断層、
- (2a) 規模の大きい顕在活断層、
- (2b) 規模の大きい伏在活断層、
- (3) 小規模活断層(露頭スケール)。

ここで言う重要度とは、活動頻度(地震発生頻度)と発生する地震の規模である。次節では、これらについて順に説明する。

## 第4 規模の大きい顕在活断層の危険性

「比較的規模の大きい(マップスケールの)活断層が起こす地震はMw7級のいわゆる内陸直下型地震である。この種の断層は、問題とする核施設の近傍にあれば強震動の要因となる。活動頻度は、数千~数万年に一度程度であることがトレンチ掘削調査等で明らかになっている。ここでは、地表まで断層面が達している顕在活断層(2a)と地下に埋もれた伏在活断層(2b)とに分けて記述する。活断層とは現在の応力場の下で地震を起こし得る断層のことであるが、地震を起こし得るか否かは最近の地質時代における活動の有無によって判断する。断層面が地表まで達しているもの(顕在断層, surface faults)は、地表調査やトレンチ掘削調査等によって最近の地質時代における活動を確かめることができる。顕在活断層について

は空中写真判読を含む従来型地表調査でマッピングすることが可能であり、既に日本列島では分布の全貌がほぼ明らかになっている。しかし、後述する地下深部に伏在する断層は、現在の応力場の下で地震を起こし得る断層であるか否かを地質学的に確かめることができないから、「活断層」としてマッピングすることができない。

## 第5 活動度の低い長大断層

池田氏は、活動度は低いけれども長大な断層が甚大な被害をもたらしうることを、次のように指摘する。

「伏在断層と並んで防災上厄介な問題は、活動度の低い長大な断層である。過去の造山運動に伴って成長した長大かつ成熟した断層は、(断層面の強度が低いため)たとえ現在の応力場に非調和な配置であっても低い頻度で活動している場合がある。この種の断層が

一旦破壊を始めると、止めどなく破壊が伝播して大規模な地震を発生する可能性がある。極端な例の一つは、2008年に四川省で起こったMw7.9の汶川地震である。この地震はプレート内で起こる地震としては最大級である。震源となった龍門山断層は、長さ300kmにわたって破壊したが、さらにその北東に200kmにわたる未破壊な延長部分を遺す長大な断層である。

低頻度ではあっても大きな地震を起こす断層が存在する。こうしたやっかいな断層は、変動帯の中だけに存在するのではない；安定大陸の内部でさえ緩慢な応力の蓄積があり、長大な「古傷」が再活動して大地震を起こす例がある。たとえば、1811-1812年に北米大陸のミシシッピー中流域で起きた地震群(M7.5-7.7)である。日本列島にも中新世以前の造山運動で形成された古傷断層が多数あり、その中には双葉断層のように長大で大地震を起こす可能性があるものが存在する。こうした断層の活動性評価は未だ十分に行われていない。」

## 第6 規模の大きい伏在活断層

断層面上端が地下浅部(数km以浅)まで達している断層(浅部伏在断層)は、物理探査やボーリング等によってその位置と活動性を評価できる可能性があるが、より深部に伏在する断層についてはお手上げである。

図3は、地表で認識できる比較的小規模な逆断層(横浜断層)と地下に伏在する断層

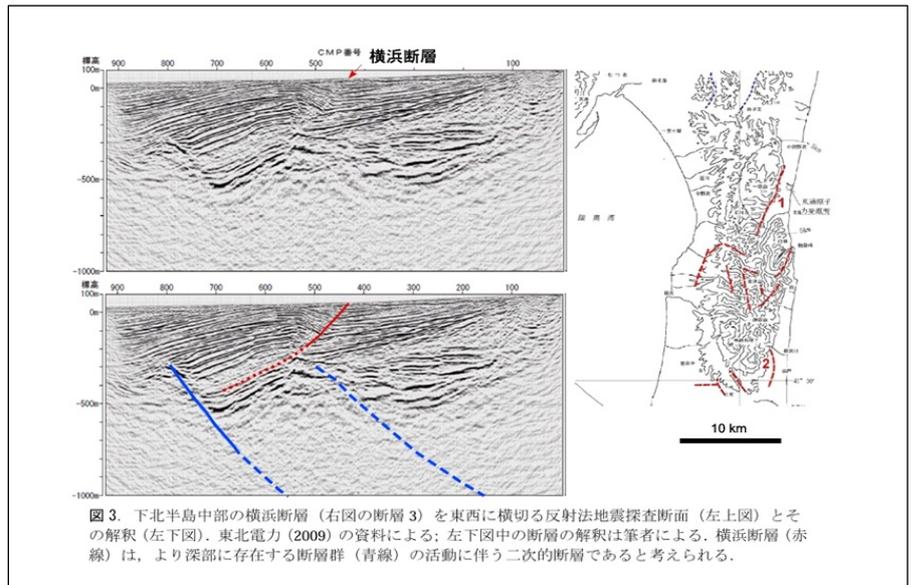


図3. 下北半島中部の横浜断層(右図の断層3)を東西に横切る反射法地震探査断面(左上図)とその解釈(左下図)。東北電力(2009)の資料による；左下図中の断層の解釈は筆者による。横浜断層(赤線)は、より深部に存在する断層群(青線)の活動に伴う二次的断層であると考えられる。

の関係を示す地震探査記録である。この例では、西傾斜の逆断層が地下~500mで東傾斜の正断層に当たって連続を断たれる。地下に伏在する2條の正断層は、主として中新世に活動した断層であることを地質構造から読み取ることができる。表層で認められる圧縮構造は、これら伏在断層が(逆断層として)再活動した結果生じた可能性が高いが、それを直接証拠立てることは困難である。日本列島の伏在活断層のマッピングはまだ十分行われていないので、その全貌はわからない。

## 第7 (省略)

## 第8 自然災害研究と理学

実学とは社会の要請に直接応えることを目的とする学問であり、最終的にはその成果を社会に実装して完結する。一方、理学は虚学である。「虚学」とは本来、リベラルアーツや理学を志す者が自らの学問に誇りと(少しニヒリスティックな)気概を含めて使った呼称であるが、現在では否定的な

意味で使われることが多い。理学者(の多く)は本来実学的研究に向いていないし、そのような訓練と教育を受けていない。にもかかわらず、多くの理学者が大型研究費獲得を動機として国策としての地震防災研究に参画した。その結果失ったものは、自由な学問的発想と健全な批判精神とを発露できる開かれた学会であり、それが生み出す学問としての活性である。国策に深く関与することは、一方で無謬性と一貫性とを重視する行政の論理によって陰に陽に(意識的にせよ)無意識的にせよ縛られることを意味する;同様に、産学協同は利潤追求の論理に縛られることに通ずる。虚学を志す者がかつて守ってきた学問の自由とは、この種の束縛からの自由であった。理学者は実学的自然災害研究ではなく、虚学的な動機に基づく自然災害研究をめざすべきであり、ひいてはそれが真の意味で社会に貢献する道であると筆者は考える。巨大地震や火山噴火といった地質現象そのものを理学的な動機に基づいて研究することは、災害の軽減に何らかの形で役立つかもしれない。しかし、これを自然災害研究とは呼べない。それでは、理学的自然災害研究とはどんなものがあり得るであろうか?」

## 第9 人類と自然災害・虚学はあらゆる束縛から自由でなければならない

「人類の生存に最も必要なのは食料生産であり、それは元を辿ればすべて生物の一次生産に依存する。生物一次生産に必要なのは、(1)水、(2)温度、(3)炭素、(4)窒素、および(5)無機栄養塩類である。高温・湿潤な熱帯・亜熱帯地域は、(1)(2)の条件にかなう。炭素と窒素は大気から供給されるので、(3)(4)の条件は地球上何処でも変わらない。問題は(5)の栄養塩類である。生物の一次生産に必要な栄養塩類は、バッファーとしての土壌を介して岩石から供給される。土壌中の栄養塩類は、溶脱によって枯渇していく。

人類と自然災害との関わりは決して単純では無く、それを過去から現在までにわたってグローバルに探求することは、学問的な面白さに富んでいる。これは、自然科学だけでは解決できない、したがって虚学の広い分野が連携して取り組むべき、重要な課

題である。人類と自然災害との関わりを過去から現在までにわたって探求することは、「防災」に対する根源的な問いかけに通ずる;こうした虚学的自然災害研究のゴールは、防災とは如何にあるべきかという提言を社会に示すことであるが、問いかけだけで終わったとしても研究する意義がある。何故なら、実学的災害科学は、当面する災害を防ぐという喫緊の要請に応えることを目的とする当為の学問であるために、当為そのものの妥当性が検証されることは無いからである。それを検証することが虚学に課された社会的責任であり、そのために虚学はあらゆる束縛から自由である必要がある。」

## 第10 自然災害と原子力災害の本質的違い

「自然災害を起こし得る地質プロセスは同時に土壌の更新という恩恵をもたらす。洪水は人命を奪い農地を荒廃させるが、数年を経ずしてそこはもっと豊かな農地によるみかえる。最も極端な例は巨大カルデラ噴火である。阿蘇カルデラ級の噴火が起これば九州全域と西日本の一部に相当する広大な土地が火砕流に覆われて焦土と化し、事前に避難できたとしても避難民の一部は難民となって他国をさまようかもしれない。しかし、一世代後の難民は豊かによりかえった土地に戻ることが可能であろう。一方、ひとたび甚大な原子力災害が起これば、事実上永久に国土を失うことになるだろう。」

池田教授は、「原子力発電」を論ずるこの論文集において、「変動帯に立地する原子力関連施設」というタイトルを付されているが、そこには、本件再処理施設が含まれていることは明らかである。

そして、伏在断層、活動度の低い長大な断層に言及されていることから、本件における、海底活断層、陸域の伏在断層の活動を軽視してはならないという趣旨であると受け取ることができる。

十和田火山のカルデラ噴火を含め、比較的低頻度の自然現象を軽視し、これに対応した措置を講じないと、原子力施設の深刻な災害を引き起こし、「事実上永久に国土を失うことになる」という警鐘を鳴らしているものといえる。

## 準備書面（223）

### 被告準備書面(16) (19) (20) 及び(23)に対する反論②

弁護士 中野 宏典

#### 第1 はじめに

本準備書面は、火山噴火の影響評価につき、以下の事項にかかる不合理性について、従前の被告主張に反論したものです。

- ア 降下火砕物の厚層想定ないし巨大噴火に至らない噴火規模に関する基準
- イ 気中降下火砕物質濃度の推定手続基準
- ウ 同濃度に関する基準・適合性判断
- エ 降下火砕物の厚層想定に関する基準適合性判断
- オ 気中降下火砕物濃度の推定手続に関する基準

#### 第2 被告準備書面(20)に対する反論

- 1 被告の反論は的を射ていない
- 2 ラハールについて

(1) ラハールとは、斜面に積もった火砕物が、水と混じって土石と一緒に流下する現象。過去に発生したラハールの写真を4枚載せた。非常に広範囲かつ大規模な現象であることが分かる。

右側、ラハールが発生するのは噴火のときだけではなく、山腹に堆積した火砕物が大雨のたびに崩れるといったことも

指摘されている。

(2) 火山ガイドにおいて、ラハールは、土石流、火山泥流及び洪水として規制の対象となっている。施設の直接的影響だけでなく、送電網の損傷による長期の外部電源喪失やアクセス制限など、間接的影響を考慮しなければならないとされている。

確立された国際的な基準であるIAEAのSSG-21では、影響が数か月から数十年に及ぶこと、かなりの厚さに達すること、広範囲に及ぶ堆積量とサイトへの重要性から、原則として設計対応不可能な火山事象とされている。

原告らは、こういった規定を踏まえて、仮に敷地にラハールが到達しない場合でも、周辺の広範囲でラハールが発生し、長期間の外部電源喪失など、間接的に施設の稼働に大きな影響を与えることについて主張していた。

(3) ラハールについて、審査書には、参加人が「文献調査、地質調査等の結果、敷地までの距離及び地形条件から、本件施設に影響を及ぼす可能性は十分小さいと評価した」と記載されている。

原規委は、このような評価について、「火山ガイドを踏まえたものであり、文献調査、地質調査等の結果により、本件施設への影響を適切に評価していることを確認した」としている。

しかし、参加人が審査会合に提出した資料(下表)を読んでも、その具体的内容は明らかではない。根拠は2つあるように見える。1つ目、「敷地近傍には、…土石流、火山泥流及び洪水に伴う堆積物は確認されない」。2つ目、「敷地は、台地上に位置し、火山を源流に有する河川流域に含まれない」。

これらは、ほとんど直接的影響に関する



北海道有珠山の噴火で発生した火山泥流(1978.10) インドネシア・ガルンゲン山の例(ウィキペディア)



土石流被害を受けた家屋  
国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所提供

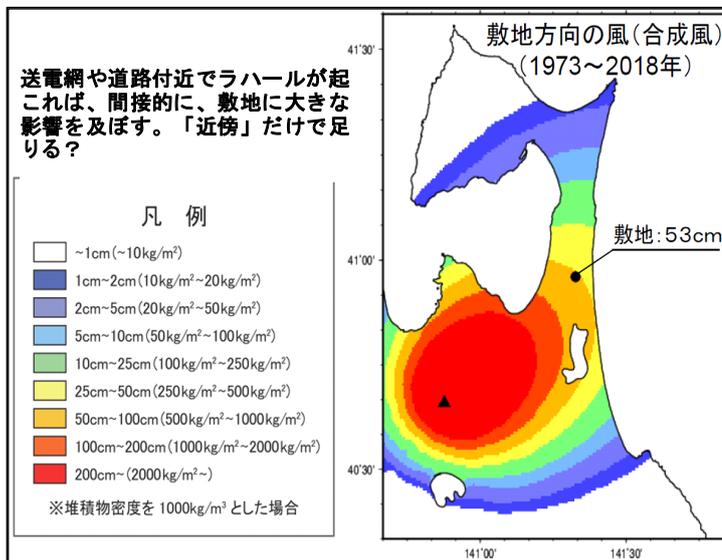
十勝岳の例(朝日新聞)

火山事象	対象火山	抽出の有無	評価結果
降下火砕物	半径160km内外の原子力施設に影響を及ぼし得る火山	有り	降下火砕物の層厚及び密度について、次頁以降に示す。
土石流、火山泥流及び洪水	半径120km内の原子力施設に影響を及ぼし得る火山 (13火山) (横津岳、恵山、陸奥燧岳、恐山、岩木山、田代岳、藤沢森、南八甲田火山群、北八甲田火山群、八甲田カルデラ、十和田、先十和田、八幡平火山群)	なし	敷地近傍には敷地を中心とする半径120kmの範囲に存在する施設に影響を及ぼし得る火山を起源とする土石流、火山泥流及び洪水に伴う堆積物は確認されず、また、敷地は、太平洋及び陸奥湾を境にする下北半島脊梁部の台地上に位置し、これらの火山を源流に有する河川流域に含まれないことから、施設に影響を及ぼす可能性は十分小さい。

る評価のみ。1つ目は、敷地「近傍」というが、どこまでを「近傍」と考えて調査を行ったのかという範囲も不明。

火砕物の堆積がある以上、降雨によって広範囲にラハールが発生する可能性は有る。これまでたまたまラハールの堆積物が見られないというだけでは、影響が「十分小さい」という論拠たり得ない。

(4) 改めて下図を参照されたい



この図は、原告らが荒唐無稽な噴火を想定しているのではなく、参加人による想定。参加人の想定する甲地軽石の噴火によって、南は十和田湖、八戸周辺から北は恐山、むつ市周辺まで、極めて広範囲に、火砕物が降下する。50cmを超える火砕物が降下する範囲も極めて広大である。本件施設だけでなく、青森市も含まれている。どこまでを「近傍」と考えているか不明だが、周辺にこれだけの降灰がある状況で、敷地や近傍だけを調べれば足りると考えるのは、矮小化である。

常識に照らして考えてほしい。

これほどの降灰があっても、参加人は本件施設は安全と言い、原規委もその評

価を妥当としている。従前から主張しているとおり、降下火砕物は、数cmでも電力等のインフラに大きな影響を及ぼし、10cmを超えればほぼすべてのインフラが機能喪失するとされている。これでも施設が安全などというのは、非常識で非現実的な主張というほかない。

机上の空論に騙されてはならない。

### 第3 降下火砕物濃度の推定手法に関する基準の不合理性

1 火山ガイドでは、3.1の手法ないし3.2の手法によって濃度推定を行うこととされている。3.1の手法では、「降灰量から濃度を推定する」とされており、降灰量、すなわち層厚の推定が問題。これは荷重の問題だけでないのに、被告は荷重の点についてしか反論していない。

層厚想定には、①そもそも噴出量推定に大きな不確実性。このほか、②数値シミュレーション、Tephra2の不確実性、③圧密、風化・浸食、再飛散の不考慮などが問題だが、被告は、③の圧密しか反論せず。

#### 2 問題の本質

(1) 圧密や風化等が存在することに照らせば、重要なのは、降灰当時の降灰量・層厚であり、シミュレーションを行うのであれば、降灰当時の層厚を前提とすべき。しかし、現状の評価は、圧密や風化後の現在の層厚を前提にシミュレーションを行っている。これでは、噴火当時の再現にならない、ということが問題の本質。

(2) これに対し、被告は、荷重の点に限定したうえで、現在の堆積物の実測層厚に、現在の密度をかけて、単位面積当たりの質量として考慮している、それは堆積当時とほとんど変わらない、堆積当時の層厚は分からなくてもよい、と反論。

この反論は詭弁。確かに、現在の堆積物の実測層厚に現在の密度をかけた数値をそのまま用いているなら、それなりの

合理性あり。

しかし、参加人は、そうではなく、文献調査の結果、地質調査の結果、数値シミュレーションの結果の3つを比較し、最大となる数値シミュレーションの結果を前提に最大層厚を設定。現在の堆積物の実測層厚をそのまま用いているわけではない。

では、数値シミュレーションにおいては、単位面積当たりの質量で考えているのか、そうではない。現在の堆積物の等層厚線をもとに、噴火当時、堆積当時の噴出量を想定。ポイントは、数値シミュレーションは、噴火時のものにならざるを得ないということ。ここでは圧密が考慮されていないから、噴出量は過小。これは大雑把な噴出量を推定するという意味では有用であり、科学的にも一般に用いられる方法だが、起こり得る最大噴出量を評価しなければならないという原子力施設の安全性評価においては適切ではない。層厚も、この過小な噴出量を前提として数値シミュレーションを行い、現在の過小な層厚を再現できるようにパラメータ調整を行う。

しかし、シミュレーションで求められるのは噴火当時、堆積当時の層厚であり、それが53cm。

被告の主張では、これに現在の密度を掛けるというのであるが、お分かりのとおり、青い現在の値と赤い堆積当時の値がごちゃ混ぜ。果たして、この数値が、堆積当時のものと比べて保守的かどうか、全く分からない。

## 第4 気中降下火砕物濃度に関する設計基準の不存在

### 1 段階的規制と原規委の裁量

(1) これは、敷地にどのような濃度の降下火砕物が到来するかについて、事業指定の段階で審査しないこととされている点につき、基準の欠落をいうもの。

これに対し、被告は、①ある事項について、どの段階の審査事項とするかは原

規委の合理的な裁量に委ねられている、②専門家を交えた降下火砕物検討チームの検討を経て、保安規定認可段階の審査事項と決めた、③SA設備によるバックアップに期待して設計段階における対策を怠っている事実はない、などと反論。

(2) 原告らも、原規委に一定の裁量があることを否定するものではない。

しかし、裁量も絶対的なものではなく、むしろ法の趣旨に照らして、相当狭いものである。準備書面218に係る説明で行政裁量が逸脱・濫用となる事由についてまとめたが、法が委任した趣旨に反する場合には、裁量権に逸脱・濫用として違法になる。

## 2 濃度基準は基本設計事項

下表は、本当に行政庁の自由な裁量にゆだねて問題がないかどうか、条文の規定に即して検討したもの。

1 準備書面(202) 主に争点Ⅲについて ① 自然現象の想定は指定変更許可処分段階における判断事項であること 10		
敷地にどの程度の濃度の降下火砕物が到来するかは、設計の前提であり、基本設計の問題であること		
問題の区分		対応する段階
① 敷地にどの程度の濃度の降下火砕物が到来するかという問題	基本設計	事業指定(変更許可)
② ①の濃度に対して、どのような設計で対応するかという問題。	詳細設計	工事計画(変更)認可
③ ①の濃度に対して、どのような運用で対応するかという問題。	運用	保安規定(変更)認可

準備書面(202)-p46 図表13 加筆

**到来濃度の想定は基本設計(事業指定)の問題**

事業指定は、災害の防止上支障がないものとして定められる基準に適合しなければ、指定してはならないという厳格な規定となっている。

これに対し、設工認では、単に技術基準規則に適合していれば、認可しなければならないとなっており、適合していても認可しないという裁量が否定される。

さらに、保安規定では、災害の防止上十分でない場合は、認可してはならないとなっており、「災害の防止上支障がない」よりも緩やかな解釈が可能である。

つまり、事業指定が最も厳格な審査であり、後段規制は、これを前提に、やや緩や

かな要件となっている。こういった条文の違いに照らせば、本来事業指定で審査すべきものを、安易に後段規制に回すというのは、法の趣旨に反する。

そして、法の趣旨は、被告も認めるように、事業指定では、詳細設計や運転管理等に関する事項を決定するうえで前提となる基本的事項を確認することとされる。敷地にどの程度の量や濃度の火山灰、火砕物が到来するかは、まさに詳細設計や運転管理等の前提となる基本的事項である。

火山ガイドは、参考濃度を「設計及び運用等による安全施設の機能維持が可能かどうかを評価するための基準」としているが、まさに、詳細設計にも運転管理等にも関わる事項ということの意味している。このような前提基本事項を、合理的理由なく後段の問題とするのは、法の趣旨に反して許されない。

法の趣旨：事業指定では、詳細設計や運転管理等に関する事項を決定するうえで前提となる基本的事項を確認する



## 第5 最大層厚の想定に関する基準適合性判断の不合理性

### 1 噴出量想定的重要性

参加人は、敷地に最も影響のある降灰をもたらす火山事象として、甲地軽石を挙げ、その噴出量を8.25km<sup>3</sup>と想定しているところ、この過小評価の問題である。

噴出量の想定は、層厚や濃度想定の前前提となっており、これを誤ると、原子力施設に想定を上回る量、濃度の降下火砕物が到来する結果、各種施設や機器に同時多発的に深刻な影響を及ぼす。深刻な災害が万が一にも起こらないようにする原子力施設の安全評価としては、噴出量

想定が「これ以上の規模の噴火はほぼ起こらない」といえるレベルでなければならない。

では、参加人の評価は、そのようなレベルになっているか。参加人は、甲地軽石=WPの見かけ体積を8.25km<sup>3</sup>としているが、その根拠として、工藤ほか(2004)によるDRE体積、3.3DREkm<sup>3</sup>を挙げている。

等層厚線図をもとに、Hayakawa(1985)の経験式を用いて、WPの噴出量を算出し、3.3DREkm<sup>3</sup>とした、となっている。

この3.3DREkm<sup>3</sup>を見かけ体積に直したものの、2.5倍したのが、8.25km<sup>3</sup>である。

## 2 Hayakawa法による噴出量想定過小評価

(1) ここで、等層厚線から噴出量を求める式についておさらいする。

これまででも、例えば準備書面204などで、現在の等層厚線から、噴火当時の噴出量を推定する経験式として、Hayakawa法とLegros法を紹介していた。いずれも、現在の層厚を前提としているから、圧密や風化等の影響が考慮されておらず、過小になる可能性を含んでいる。

Legros法については、1つの等層厚線から最小値を求める経験式であり、真の体積はこの数倍以内であることが多く、Hayakawa法の約3分の1とされる。

Hayakawa法については、結晶法適用例の平均値を用いる方法とされており、平均であるから、やはり真の体積を示すものではないし、まして最大値とは限らない。

(2) Hayakawa法が書かれた論文(甲D524の1)によると、いくつかの噴火を例にとり、等層厚線が囲む面積をSとし、層厚をTとしたときに、TSがほぼ一定になる、反比例の関係になることを明らかにしている。

右側の図は、横軸をT、縦軸をSとして、概ね反比例していることが分かる。対数グラフなので、反比例のグラフが、双曲線ではなく直線になっている点に注意。

Hayakawa (1985) の経験式は、5つの堆積物のデータの平均値であること

Table 10. Ratio of V to TS for the deposits for which the mass (and volume) has been determined by the crystal method.

	M ( $\times 10^{14}$ g)	V ( $\text{km}^3$ )	T (cm)	TS ( $\text{km}^3$ )	V/TS
Taupo*	13.74	24	50	1.53	15.7
			25	2.27	10.6
Waimihia*	17.77	29.08	50	2.26	12.9
			25	1.90	15.3
Hatepe*	3.70	6.00	50	0.530	11.3
			25	0.455	13.2
Chuseri	4.01	6.08	100	0.593	11.3
			50	0.495	13.5
Nambu	0.97	2.16	50	0.233	8.5
			25	0.232	9.3
(Average)	平均値				12.2

\* WALKER, 1980, 1981a. 甲D524の1-p574

5つの堆積物のデータ

誤差がある

しかし、見て分かるように、これらはずか5つの堆積物のデータの平均であり、各データには誤差がある。ここにあるものだけを見ても、タウポ噴火の噴出量は、結晶法では $24\text{km}^3$ とされる。50cmの層厚でHayakawa法を用いると、 $V=12.2TS=12.2 \times 50 \times 1.53 \div 18.66\text{km}^3$ となる。約4分の3の過小と計算されることが分かる。

(3) Hayakawa法は、この特徴を利用し、5つの堆積物のデータを用いて、それぞれの層厚でVとTSの比、すなわちV/TSを求め、これらを、「average」、すなわち平均して、12.2という係数を導き出し、 $V=12.2TS$ という計算式を提案したのである。

Hayakawa法を用いて噴出量を計算しても、これ以上の規模の噴火はほぼ起こらないといえるレベルにはならないことは明らかであり、被告は、Hayakawa法について、重大な事実誤認がある。裁量権の逸脱・濫用であって、噴出量の想定には看過し難い過誤、欠落が存在する。

被告・参加人の主張

1. 被告規制委員会

(1) 準備書面(29)―地質・断層・地震関係 その6(求釈明回答)

前回進行協議において、裁判長から「イ断層に関しては後期更新世(12,3万年前)以降の活動が認められるとしている一方で、本件施設の敷地内で確認されたf系断層(f1, f2)については、活動が認められないとしており、これらの各断層評価が異なることの整合性について釈明がなされました。本準備書面はその回答です。

結論は、f系断層は、その上位に堆積する地層に変位を与えていないので活動性を否定できると評価。イ断層は活動性は否定できないが、イ断層は連続性が乏しいことなどから、それ単独で動くことはなく、近接する西方出戸断層南側の副次的断層である。

(2) 準備書面(30)―レッドセル問題 その3 (再反論)

申請者には、レッドセルの耐震補強工事の要否及び可否に関する記載がない。→審査の対象になっていないし、適合性審査しなかったことに過誤・欠落はない。

2. 参加人

- (1) 準備書面(13)―重大事故による被ばく、最大想定事故の反論
- (2) 準備書面(14)―イ断層とf系断層の評価

3. 次回予定

被告：原告準備書面(223)への反論  
参加人：なし

次回裁判の日程

1. 次回期日

2026年3月13日(金) 13:30～進行協議  
14:00～口頭弁論

2. 原告提出予定準備書面

- (1) 再処理(プルトニウム利用)の破綻
- (2) 火山噴火関連
- (3) 最大想定事故(最悪シナリオ関連)
- (4) その他

3. 弁論更新(予定) 裁判長転勤(?)

意見陳述

4. 次々回以降の日程(予定)

2026年6月26日/9月25日

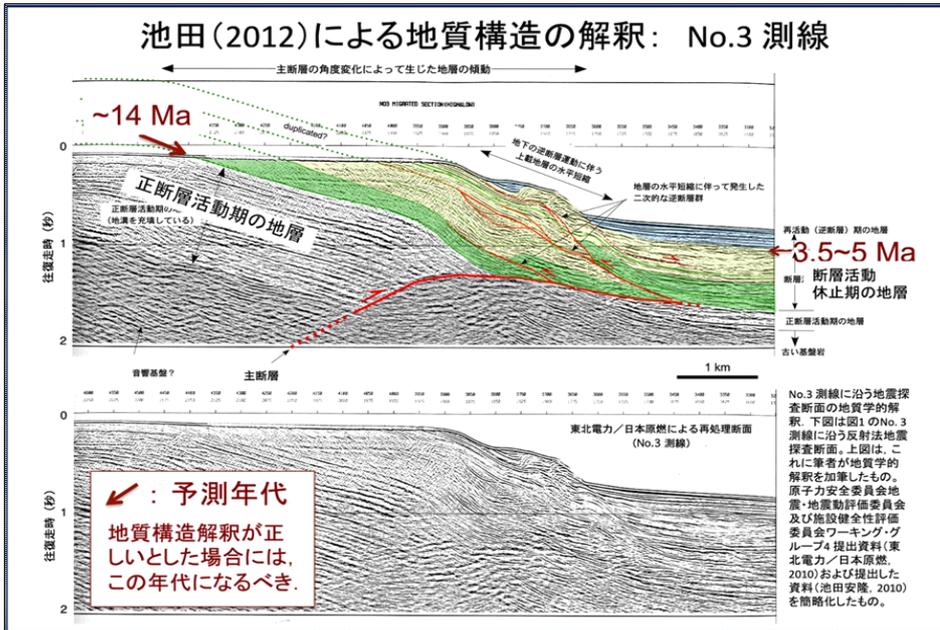


③ CH-2およびCH-6のE層上端付近は、大陸棚外縁断層の水平方向の短縮活動によって二次的な逆断層群(次節の層面すべり

断層に該当する)が発生していて、地層の乱れが起きているものと見られるため、地層の位置の特定は慎重になされるべき

であったが、そうはされなかったことによるものである。

大陸棚外縁断層が日本原燃の提示するような位置・形状で存在することは証明されていないことから、いくらその上部延長線上の「約25万年前のBp層とCp層の境界部に変位・変形を及ぼしていないことが明白」であることを示したとしても、大陸棚外縁断層が「後期更新世以降(約13万年から12万年前以降)は活動していない」とはいえないのである。



池田教授による地質構造の解釈: No.3測線

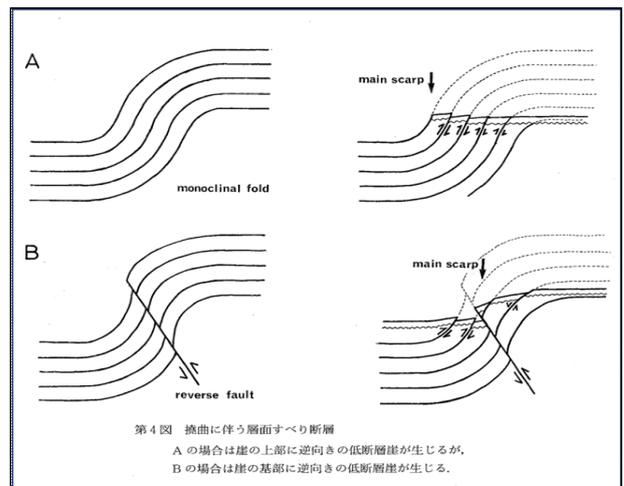
## 第2 六ヶ所断層に関連する層面すべり断層生成のメカニズム

地質調査所地質部(現在の産業技術総合研究所)に所属していた吉岡敏和氏は、『活断層研究』に掲載された論文「褶曲に伴う層面すべり断層」において、基盤が逆断層によって断ち切られる場合と断ち切られず撓曲変形のみの場合について、層面すべり断層がどのように生成されるのか考察している。

吉岡氏は、

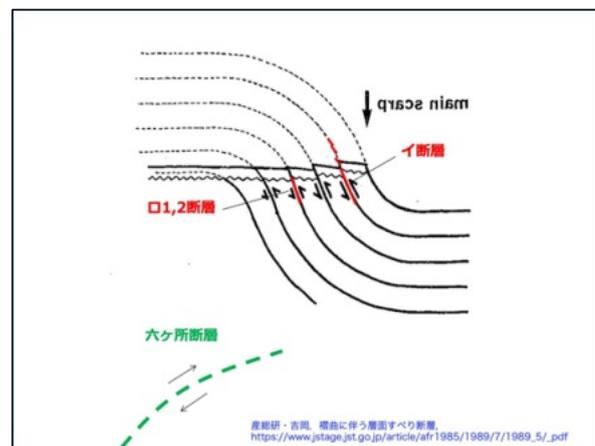
「ここでは基盤の断層運動に伴う撓曲の場合について説明する。第4図Aのように、基盤の断層が地表に達しない場合、両端の水平な部分では層面すべりは生じず、地層が最も傾斜している部分で層面すべりの量は最大になる。このとき撓曲の隆起側が侵食され、地層の急斜部が地表に露出すると、そこに地表を切る断層として層面すべり断層が現れる」

と述べて、右図を提示している。



撓曲にともなう層面すべり断層

この図を右が東になるように反転させて、六ヶ所断層と伊断層およびロ1・ロ2断層の関係を模式的にあらわすと下図のようになる。



# 原子力規制委員会の審査が伸びている理由

- 1 再処理工場が操業（本格稼働）するのに必要な法的手続及び確認作業
- 2 再処理工場の進捗状況

手 続	意 味・目 的
再処理事業指定(変更許可)申請	
再処理事業指定処分(変更許可)	
設計及び工事の計画の認可(設工認)	工場の詳細設計に定める技術基準や指定(変更許可)を受けた基本方針に整合しているかを確認して、設計の安全性の審査承認する手続。認可後本格工事に着手することができます。
保安規定の認可	組織体制、保安業務(各施設の具体的な保安作業)、教育訓練など安全管理事項を定めた社内規則。
使用前事業者検査	工事完了後、実際に設備が設計通りに作られ安全に機能するかを事業者(日本原燃)が確認・検討する手続。
使用前確認	原子力規制委員会が、上記検査が設工認に従って行われていることを確認する手続。
竣工	使用前確認がなされてはじめて工場を使用することが可能となり、これを「竣工」と言います。
健全性確認運転	竣工後、実溶液、実廃液を用いて運転するにあたり、設備の健全性を確認するための運転実施。
操業	通常運転開始。

## 3 竣工に向けた進捗状況(2025年6月30日時点)

年 月 日	進 捗 状 況
1992.12	事業指定
1993.04	着工 → 竣工予定 1999.8
1999.12	使用済燃料貯蔵施設完成
	工場本体の工事完了
2001.04	試運転開始
2006.4~2008.10	アクティブ試験
2007.11~2013.6	ガラス固化試験
2011.3	東電福島第一原発事故
2013.12	新規規制基準施行
2014.1.7	事業変更許可申請
2020.7.29	原子力規制委員会基準適合決定 → 変更許可
2020.12.24	第1回設計及び工事の計画認可申請 → 2022.12.24 認可
2022.12.26	第2回設工認申請 → 審査中 竣工を2024年度上期に変更(26回目)
2024.8.29	竣工予定を2026年度(2026.4.1~2027.3.31)中に変更(27回目)

日本原燃発表の設工認の説明、検査・保安規定、工事の各項目における計画状況は下表のとおり。

項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
(1) 設工認の説明	第2回設工認				凡例 計画 実施
(2) 検査	使用前事業者検査、使用前確認			ガラス溶融炉検査 重大事故等対処訓練	
(3) 保安規定					
(4) 工事	新設設備と既設設備の連結工事 安全性向上対策工事			海洋放出管切離し工事	
操業運転			溶液・廃液処理運転開始▽	せん断開始▽	操業

設工認の説明を2025年度末(2026.3.31)に終えて認可に漕ぎつけ、2026年度後半までに使用前事業者検査と規制委の使用前確認を終了して2026年度中に竣工、この後健全性確認を経て2027年度前半には運転(操業)開始を予定していた。

ところが、設工認の説明資料が約6万頁(内約3100頁で誤り)と膨大であることと、設工認の確認事項(=使用前事業者検査対象)中に下表のようなアクセス困難な機器・配管(レッドセル)が多数(70%)あり、検査の成立性に問題があることなどから、設工認の審査が予定どおり2025年度末までの審査終了が困難となり、日本原燃は審査終了時期を2026年6月頃としている。

分類	対象	数	検査の方針
新設		5242	実検査可能。
既設(改造あり)		118	実検査可能。
既設(改造なし)	アクセス困難なセル内の機器	2251	記録による確認。
	アクセス困難なセル外の機器	2296	記録による確認。
	アクセス可能な機器	16358	実検査可能。
建物・構築物		2424	記録により確認。
	重大事故等対処設備の配管	5130 (セル内2183)	記録により確認。
配管	その他	25250	記録により確認。
F施設	アクセス困難な機器	329	記録により確認。
	アクセス可能な機器	263	実検査可能。

表1 使用前事業者検査の対象となる建物・構築物・機器・配管の分類

原子力資料情報室ホームページより

このような状況にあるので、28回目の竣工延期が避けられない実情にある。

この表からはっきりわかるように、「ガラス溶融炉検査」(ガラス固化の安全性、性能確認)は、2026年度中の竣工前に実施する方針になっている。

## 4 竣工遅れの挽回策—竣工後にガラス固化

(1) 日本原燃は、2025年12月22日、突如として、ガラス固化を竣工後に実施すると方針変更した。

この変更はガラス固化は再処理の重要工程で、これができなければ工場の操業ができないこと、しかもこれまで度々事故トラブルを起こして、アクティブ試験中

断の原因となっており、六ヶ所住民や周辺自治体から「本当にガラス固化できるのか」との疑念が表明されるなど、再処理技術上の弱点と指摘され、度重なる竣工遅れの主原因の1つとなっている。

このように、ガラス固化の重要性を考えれば、竣工前に検査を行い、安全性、性能の確認をきちんと確認すべきは当然である。

## (2) 方針変更の思惑

この突然の方針変更には、原子力規制委員会も当惑気味でその理由を尋ねたが、日本原燃から納得のいく回答は得られず、結論は持ち越しとなった。

何故日本原燃は、審査終盤のこの時期になって、前言を翻して方針変更したのであろうか。それは、竣工前にガラス固化で試験を行って、これが失敗したり検査不合格となると、またまた竣工が先送りとなり、ただでも再処理工場操業(本格稼働)、再処理政策に不安と不信の声が強い中で、28回目の竣工延期だけは避けたいとの思惑から、提案した窮余の一策が「竣工後のガラス固化」である。

(3) 原告団は、この方針変更に関して、日本原燃と原子力規制委員会に対し、1月19日別掲(24, 25頁)の「抗議・要請書」を提出したので参照されたい。

## 2025年11月15日「反核燃・秋の共同行動」報告

### 事務局長 山田 清彦

今回は、広島県の木原省治さんに講演してもらいました(例年開催の産地直売も、ワラッセ横の場所で、開催しました)。また翌16日にはむつ市の文化会館でも、木原さんの講演会を行いました。

開会挨拶で今村修さんは、「40年前に県が核燃料サイクル施設を受け入れ、六ヶ所村の浜辺で1989年4月9日に、全国から1万2千人が集まって抗議集会を開催しました。広島の水禁運動をやっていた森滝市郎さんは車椅子で来て、『核と人類は共存できない』と声高々と叫んだ方です。改めて青森県における反核運動を作り上げ、そして我々の生きているうちに、なんとか原発の火を止めたいと思っています」と。

森滝さんの後輩の木原省治さん(被爆2世、反原発新聞編集員)から講演がありました。演題は「ヒロシマから、核のない世界を求めて」です。

木原さんが原発反対運動に参加したきっかけは、1978年、国連軍縮特別総会に合わせてニューヨークを訪ね、現地の平和運動家から、「8月6日と9日、米国では原子力発電所前で抗議活動をしている」と聞いたことでした。原発について良く知らなかったが、「広島で原発反対運動をしよう」と決意、その年の10月、被爆者らと「原発はごめんだヒロシマ市民の会」を設立、それ以来反原発運動に参し



ています。

また、上関原発反対運動のお話もありました。

開会挨拶は鹿内博さんで、「2095年の六ヶ所再処理工場の話がありますが、2095年に日本の原発が動いているかと言えば、今の計画では動いてる原発はないはずであります。なのに再処理工場を動かして、プルトニウムを取り出して、それを国や電事連が原発で燃やすと言ってますが架空の話です。それを我々が突っ込むと、『それは仮定の話』と言って、『お答えできない』というのが国や電事連の答えであります。そういう姿勢を、私達が力を合わせて崩して、次の世代が安心して暮らしていけるように、夢を持って暮らしていけるように、皆さんとも、広島の皆さんとも、山口の皆さんとも一緒に力を合わせて取り組んでいきたいと思ひます。」と。

約40名の参加でした。

私が体験した地震と六ヶ所再処理工場の耐震

原告 八戸市在住 小笠原 茂

年月日	地域(名称)	マグニチュード	八戸の震度	遭遇場所
1968.5.16	十勝沖	M7.9 Mw8.3	震度 5	木造校舎
1981.6.1	新耐震基準適用			
1993.4.28	再処理工場着工			
1994.12.28	三陸はるか沖	M7.6 Mw7.7	震度 6	木造 AP
1995.12	再処理敷地 中央地盤で地震観測開始			
2011.3.11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 MW9.1	震度 5 強	職場 RC造
2025.12.8	青森県東方沖	M7.6	震度 6 強	築 60 年木造

マグニチュードは理科年表より Mwは気象庁独自の指標です

気象庁の震度階級が変更になって、比較しにくくなっていますが、私は今回の地震が一番怖かった。築60年の木造APは、これで最後かなと思うような揺れで、ずっと柱につかまっていた。しかし、停電はせず、ガスも水道も止まらない。TVでは八戸震度6強とテロップが流れ、再処理工場は点検中のまま、津波警報が流れる。何を根拠に八戸市震度6強となったのか。

調べたのはNIED。国立研究開発法人防災科学技術研究所の公表データは、震度階級を決める気象庁のデータとは異なりますが、揺れ方の傾向は分かります。八戸市南郷区のデータが全体の震度階級を上げている原因のようでした。

強震記録一覧は、 <https://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/quake/> より、地震選択&ダウンロードで見られます。

令和7年青森県東方沖地震の地震発生時刻：2025/12/08-23:15:00より検索できます。震央北緯：41.00N 震央東経：142.30E 震源深さ：50km マグニチュード：M7.6。観測点の加速度をみると、

八戸市の最大加速度は、AOM012の三成分合成517ガルで、観測点の緯度経度から南郷区のものと同判明。もう一つのAOMH06は八戸市市川近辺のようで、値は181。こちらは地中地震計で深さ150mのようです。データ種別のK-NETは地表近く、-kik-は地中のようです。六ヶ所村は、K-NETは153、-kik-は196で、地震波が到

データ種別	観測点コード	観測点名	最大加速度ガル			三成分合成ガル	計測震度	震央距離 km
			南	東	上			
			北	西	下			
K-NET	AOM012	八戸	466	273	120	517	5.5	87
K-NET	AOM010	野辺地	326	283	112	336	5.2	98
K-NET	AOM011	三沢	258	244	140	291	4.9	86
K-NET	AOM005	むつ	286	236	74	290	5.2	98
-KiK-	AOMH06	六ヶ所	186	169	86	196	4.7	78
-KiK-	AOMH13	八戸	175	171	83	181	5.1	86
K-NET	AOM009	六ヶ所	141	122	82	153	4.5	78

達する地盤・地質の違いなのか、同じ村役場近辺なのに地下にある-kik-の方が大きい。必ずしも地下の方が揺れないとは言いきれないかも。

気象庁の解説は、「地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なる事があります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。」「震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。」となっています。つまりは、壊れるか壊れないかに絶対はないという、逃げ口上です。

さて、ここからが本題。1992年の再処理工場の事業許可時の基準地震動は、375ガル。耐震バックチェックで450ガルに、その後600ガル、700ガルと引き上げられています。1993年着工の再処理工場では、コンクリート基礎やコンクリート躯体を、耐震補強工事することはできるでしょうか。建物を支える柱を切断して免振ゴムを咬ませるような工事などは不可能です。耐震強化としては、様々な設備の保持金具を強化や油圧ダンプの設置などの程度しかできません。

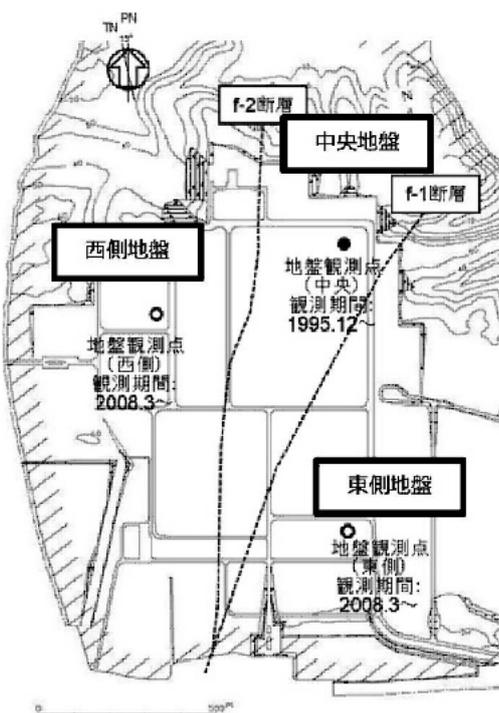
では、基準地震動とは？揺れの基準点はどこで、どのように計測しているのか？原告団会員の方々は、再処理工場の敷地内に断層が2

本走っているとの内部告発があったことを記憶しているでしょうか。f-1断層・f-2断層と呼ばれ、敷地を三つに分断しています。原燃は「活断層ではない」と言い張っていますが、地質の違いは明らかで、西側、中央、東側と三つの地盤としています。「原子力資料情報室通信、第565号、2021/7/1」によると、六ヶ所再処理工場の最新の基準地震動の場合では、開放基盤表面の最大加速度700Galの地震動に対応するのが、それぞれ最大加速度が西側616Gal、中央559Gal、東側742Galとなっているとの事です。

第544回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合20250228の資料「NRA100008369-002-004 耐震設計に用いる入力地震動の策定」の10ページから抜き出した図を示します。

敷地における地震観測位置の図を見ると、地盤観測点(中央)の観測開始は1995.12で三陸はるか沖地震の後です。

「取得したデータ」図には、中央地盤で観測した14地震の加速度データをGL-200mで観測



敷地における地震観測位置

した事になっており、No.7が東北地方太平洋沖地震で、No.6が最大加速度を記録した地震で、元の地震観測記録諸元には震源の緯度経度もなく、震央分布図には番号も付与されていませんが、発生時刻からNIEDで検索確認して、私が赤字で番号を追記しました。

敷地内で観測した最大加速度の大きい13地震を一覧にしていますが、なぜか中央地盤だけで、東や西はありません。たまたまなのでしょう。地震6が南北で39.1の最大加速度を示していますが、震源距離も震央距離も遠いのですが、地震波が地下地盤の固い個所を伝

●取得したデータ

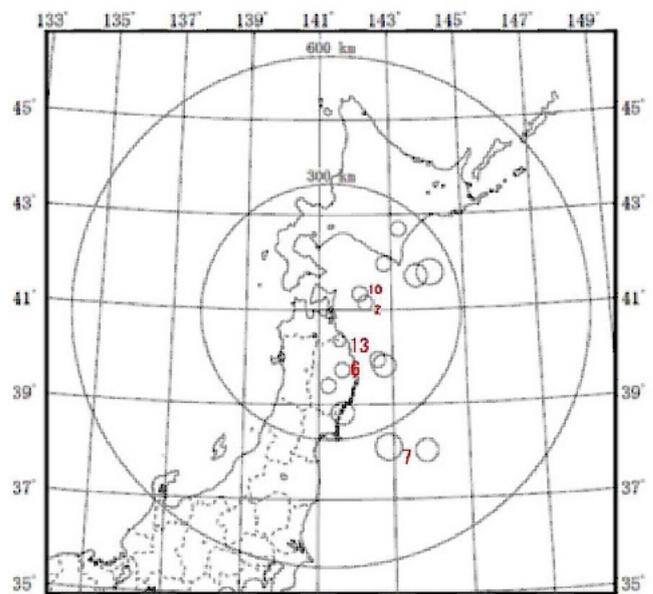
【c.-③】: 地震観測記録は、敷地内の地震観測地点(中央地盤観測点、西側地盤観測点、東側地盤観測点)で得られている地震観測記録のうち、最大加速度の大きい地震を選定。

No.	年	月	日	時	分	震源地名	M	深さ	震央距離	震源距離	GL-200m		
											NS	EW	UD
1	2001	12	2	23	1	SOUTHERN IWATE PREF	6.4	121.5	174	212	10.10	11.60	6.10
2	2002	10	14	23	12	E OFF AOMORI PREF	6.1	52.71	83	98	12.20	10.60	8.86
3	2003	5	25	18	24	NORTHERN MIYAGI PREF	7.1	72.03	239	250	12.50	12.40	10.50
4	2003	9	26	4	59	SE OFF TOKACHI	8.0	46.07	247	251	18.60	20.20	13.00
5	2003	9	26	6	8	SE OFF ERIMOMISAKI	7.1	21.41	215	216	21.30	17.00	13.20
6	2008	7	24	0	26	NORTHERN IWATE PREF	6.8	108.08	139	176	39.10	33.90	23.44
7	2011	3	11	14	46	FAR E OFF MIYAGI PREF	9.0	23.74	344	345	28.99	21.46	17.77
8	2011	3	11	15	8	E OFF IWATE PREF	7.4	32.02	176	179	17.93	18.83	11.97
9	2011	6	23	6	50	E OFF IWATE PREF	6.9	36.4	155	159	23.85	14.72	9.22
10	2012	5	24	0	2	E OFF AOMORI PREF	6.1	60	79	99	37.98	24.62	16.13
11	2012	12	7	17	18	OFF SANRIKU	7.3	49	393	396	11.17	11.14	10.32
12	2013	9	2	23	17	SOUTHERN TOKACHI REGION	6.5	102	249	269	10.48	12.00	6.61
13	2015	7	19	3	32	NORTHERN INLAND OF IWATE PREF	5.7	86	70	112	12.41	10.50	5.81
14	2016	1	14	12	25	OFF URAKAWA	6.7	52	166	174	12.07	13.32	8.62

中央地盤における地震観測記録諸元

地震観測記録による減衰定数の同定に用いた地震(中央地盤の14地震)

わってきた可能性もあります。この地震のNIEDデータでK-NETのAOM012の八戸南郷では、三成分合成値が623で、南北が446です。-kik-のAOMH06の六ヶ所では三成分合成値で89.0、南北が84です。



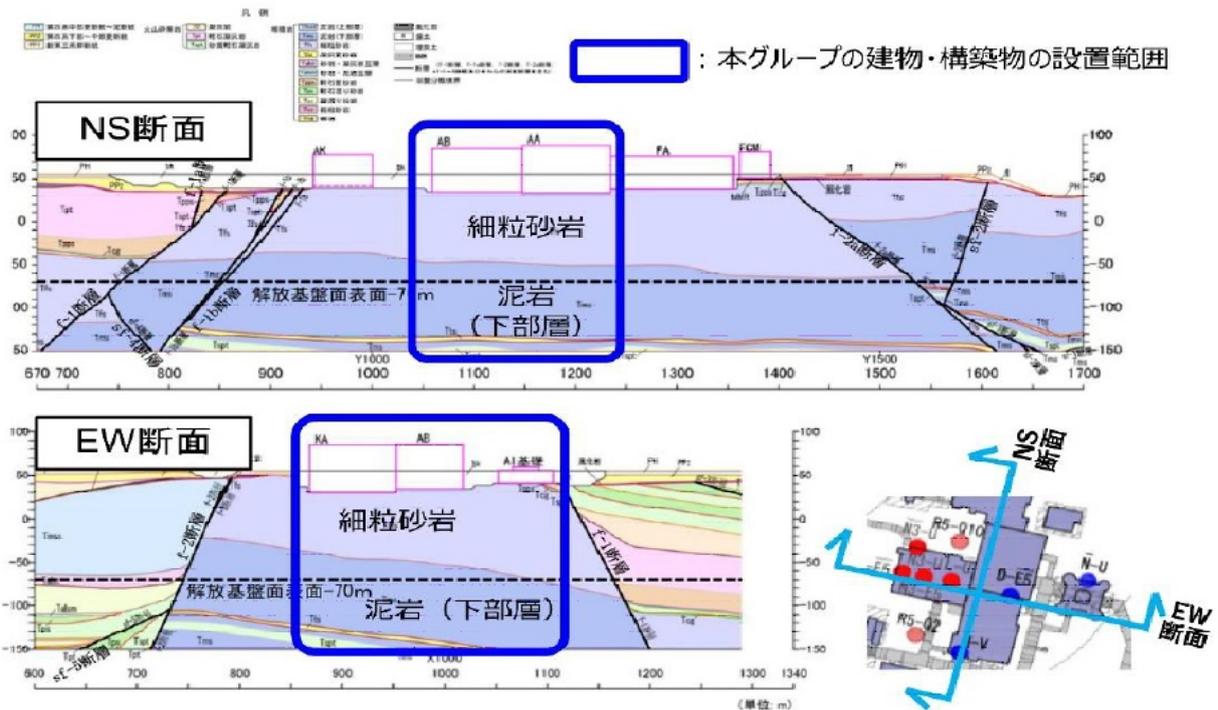
震央分布図

中部電力の浜岡原発では基準地震動の策定データを意図的に選び、過小にした疑いが明らかになった。六ヶ所再処理では、どうなのだろうか。意図的に揺れが少ない地震動のセットを作ったり、地震計のデータを誤魔化したりしていないだろうか。

日本原燃には、この表の14地震に限らず、12

月8日の地震も含めて、すべての地盤の地震観測、すべての建物の階毎の地震計データを公表してもらいたい。堅牢で放射能をしっかりと閉じ込める建物を建設したというならば、地震観測記録は企業秘密でも何でもないのでから、住民の安全安心のためには積極的に公表すべきだ。

審査会合の資料の39ページ

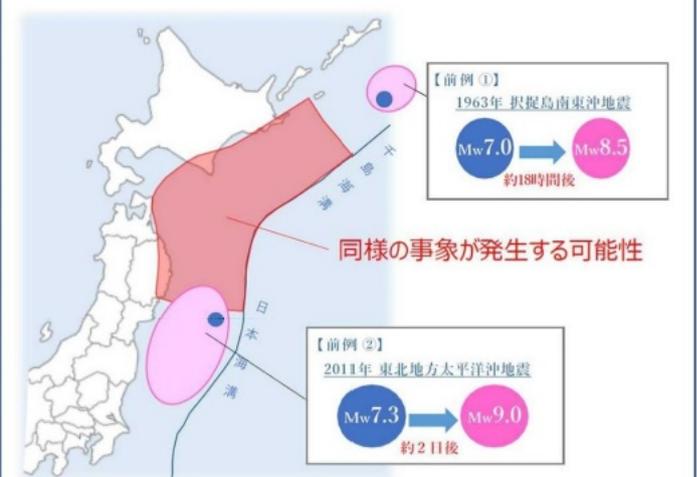


岩盤分類図

見にくいと思うが、これでも 元資料の岩盤分類図を拡大したものだが、断層を境にして地質が異なる事は分かると思う。断層により、50から100mのズレが生じている。しかし、資料の説明文では、「本グループにおけるPS検層データについては、同じ地下構造であると判断できることから、平均化した物性値として整理する。」としている。審査をしている方々は、この断層とズレが目に入らないようである。

12月8日の青森県東方沖地震の後には、後発地震注意報が発令された。右の図は、後発地震注意のガイドマップより、後発地震が発生した事例を示したものである。後発地震といわず、次の大地震が「青森県東海岸大震災」と名付けられる前に、「安全安心の安全バイアス」の夢から覚めてほしい。

日本海溝・千島海溝沿いの事例



- 2011年に三陸沖においてMw7.3の地震が発生した2日後にMw9.0の巨大地震（東北地方太平洋沖地震）が発生。
- 1963年に択捉島南東沖においてMw7.0の地震が発生した18時間後にMw8.5の地震が発生。

## 原発核燃からの撤退を！ 巨大地震と津波の前に 関西集会に参加して

代表 浅石 紘爾

昨年の11月22日、大阪市の脱原発政策実現全国ネットワークの要請で「青森からの報告ー私たちが再処理を拒否する理由」と題する講演をしたので報告します。

福島原発事故の前後を問わず、青森の地元も含め国民の核燃(再処理)に対する知識や関心は希薄で、3.11後国民もようやく原発の危険性に気付いて廃止の機運が高まりましたが、再処理についてはその認知度は以前のままでした。主催者代表で原告団運営委員の池島さんの依頼でもあり、遠く離れた関西の皆様に関西の核燃情報を知っていただければと引き受けました。集会には私のほかにゲストとして歌手の加藤登紀子さんも参加されると聞き、これはしっかりと前座を務めなければいけないと準備に専念しました。案の定会場は400人を超える参加者が詰めかけ、加藤さんも気合が入り、午前中から熱心にリハーサルを繰返しておられました。

### 第1部. 講演と加藤さんとの対談

私の報告内容は、

①なぜ六ヶ所村に核燃の白羽の矢が？

②再処理工場の成立要件の不存在(劣

悪な立地条件、再処理工場の危険性、プルトニウムリサイクルの挫折、総事業費の国民負担、高レベル最終処分の難航など)③六ヶ所再処理工場破綻の実情(竣工の遅れ、レッドセル問題、軍用機墜落の危険性など)④中間貯蔵問題、もんじゅの跡地利用(高速炉の計画)⑤再処理工場は潜在的核保有を企図する核武装論者と核抑止論者の投げどころ、⑥最後に「原発がなくなれば、再処理はいらない」、再処理がなくなれば原発もなくなる」。西も北も全国力を合わせて原発・再処理を廃止しましよ



うとアピールして終わりました。

対談を通じて加藤さんが六ヶ所再処理工場について強い関心と豊富な知識を持っていることがわかりました。対談の最後に私から「加藤さんが一言喋ればその影響力は大きい、これからもお力添えを」とお願いしました。青森にもぜひお招きしたいものです。

### 第2部. 山崎理誠衆議院議員の国会特別報告

政府答弁を紹介しながら、六ヶ所再処理工場におけるテロ対策の不備、巨大地震(M9.1)の危険性、竣工遅れは再処理技術の未確立に原因など、工場が抱える問題点を鋭く指摘されました。

現在「使用済核燃料再処理問題議員連盟」(仮称)の立ち上げ準備中との報告も。

### 第3部. 加藤さんのトークと歌

加藤さんの「核の時代80年の歴史」が、「はだしのゲン」の作者中沢哲司さん作詞の「広島愛の川」のメロディーに乗せたトークで開幕



しました。原爆開発と投下の非人間性に触れ、原子力の平和利用を批判、高校時代に60年安保反対デモに参加した経過を語った後、3.11後何度も福島に足を運び核のおそろしさを再確認。故郷を追われた避難者が作詞された「なじよすべ(どうしたらいいのかわからない)」をピアノ曲をバックに朗読。ベストセラーの「百万本のバラ」を歌った時は、感極まった様子でそっと目頭に手をやり「今日この会場も愛でいっぱい」と励まし、熱く語ってくれました。

最後にジョンレノンが争いが無い平和を祈求して作った「イマジン」を歌い、「あきらめないで、人の心の窓を開けよう希望を込めて」と訴えて結ばれました。

こうして1000km離れた大阪の皆様の温かい人情と行動力を胸に刻んで三沢空港に降り立ち、2泊3日の関西集会は終わりました。

## 新たな取り組みでの上映会を終えて

原告 八戸市在住 三笠 朋子

『チェルノブイリ その後の世界』の上映とフランス在住でこの映画を製作した「NPOチェルノブイリ ベラルーシの子供たちの会」にも所属するコリン・コバヤシさんのお話を聴く会を2025年11月1日に八戸で催しました。

前夜は暴風雨で、大湊線などは不通。しかし何とか昼には晴れ間も出て、会場に集まってくれた人は100名を超えました。それも初めてお見受けする顔も多く、「関心を持ってきている方々がこんなに居る。」と嬉しくなりました。その証拠に、チケットの売上は111枚。その内訳は、ネット予約が14枚、プレイガイドで27枚が売れていました。勿論、メンバーそれぞれが、知人などに声を掛けたり、公共施設などにポスター等をお願いして回りましたが、1/3以上の方々が自分からチケットを求めて下さり、今までは繋がれていなかった所にも、少し声が届いた気がしています。

映画はチェルノブイリ事故から30年以上経った現在、ミンスクの民間放射能研究所であるベルラド研究所で、子供たちの医療に関与した放射能測定をおこなった測定師や看護師などの淡々とした証言を撮影したドキュメンタリーで、放射能環境が人々に及ぼすリスクや被害を最小限に抑えるために人生を捧げてきた数少ない人々の声を届ける内容です。

コリンさんからは、映画の始まる前に、映画ではなかなか伝わりづらい背景や、フクシマでも同じ手法を取っているエートスプロジェクトの話などして頂きましたが、あまり時間が取れなかったので、補足にコリンさん制作のパワーポイント資料を冊子にして配りました。

会場の後部では、チェルノブイリ汚染地図やフクシマ事故の写真、核燃料サイクルの地図などを展示し、大間の「あさこはうす」の海産物や伝統工芸の一閑張り、自然食のお菓子などを販売しましたが、それぞれの場所で会話の輪ができ、嬉しい光景でした。

上映や質疑応答の後に、コリンさんを囲ん



2025. 11. 1 展示を見る参加者

でのフリートークの場も設けました。残って下さったのは数名でしたが、積極的なお話も出て、日頃は話せない事も、話して頂けたと思います。

アンケート用紙の回収率は30%もあり、意見や思いを沢山書いて下さった方々も少なくありませんでした。「映画など内容が難しい」とか、「字幕が早すぎた」などの意見もありましたが、全体的に「普段のニュースでは聞くことのできない、真実の話を聴けた」「もっと事実を知らなければ」など、チェルノブイリの現状を伝えることはできたと思えました。そして、「皆さんの思いに応えるためには、これっきりにははいけない。」と強く感じたのです。

今回の企画は、「フクシマ・六ヶ所プロジェクト」という会を立ち上げての取り組みでした。およそ半分が原告団のメンバーでしたが、他は「反核」の思いを持って別の形で活動をされてきた方や、以前から関心をお持ちの方などで、少し平均年齢も下がり、それぞれに新しいアイデアや繋がりをお持ちでした。また「白マドの灯」という上映会支援事業の助成を受けられたことも、資金的に大きな助けとなりました。

そして今後はどうするのか？浅石弁護士からは、会議に事務所を使って良いとの有難いお話も頂け、また一年後の今年秋には、「次回は少し楽しい内容のイベントを企画していこう」との話でまとまる事が出来ました。今年秋のイベントの詳細が決まり次第お知らせしますので、皆様のご参加をよろしくお願ひします。

2026年1月14日

## 青森県に「むつ中間貯蔵施設に東京電力（株）・日本原電（株）以外の電力会社から使用済核燃料を搬入する検討を「容認せず、撤回すべき」と公表することを要請

核のゴミから未来を守る青森県民の会・核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会

2025年12月19日東京電力と日本原電は、むつ中間貯蔵施設に搬入・貯蔵する使用済核燃料の対象を両電力会社以外にも拡大する「事業者連携」の検討を表明し、青森県、むつ市に説明。

2025年12月22日日本原燃は、「ガラス固化試験は竣工後に行なう」「関係する設備に機能及び性能に係る変更がないから、過去のアクティブ試験記録で代替する」と事前計画変更を表明した。

柏崎刈羽原発の再稼働などなど、原子力政策は、問題があろうとなかろうと有無を言わせない状況で強引に進められている感がある。

むつ中間貯蔵施設に搬入、貯蔵の「事業者連携」の検討は、平成17年(2005年)5月の県議会全員協議会で「東京電力及び日本原電以外の電力会社の使用済核燃料を搬入しない」との約束、同年10月に青森県・むつ市・東京電力・日本原電が締結した「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」に反する。

こんな形で進められる行為は、県民に対する背信的行為であり、「核のゴミから未来を守る青森県民の会」と「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」の両者で、青森県知事とむつ市長に対し「他電力会社からの使用済核燃料搬入を『容認せず、撤回すべき』と早期に公表すること」とした要請書を手渡し、回答を求めた。

県からは「事業者から詳しい説明も何も受けていない。県として検討するところがない」との回答。

下北の会の栗橋さんからは「むつ市に対しては4500トンに至った根拠なし、資料なしで口答での事業者の説明のみ。議会を無視したような状況」と。

古村共同代表は「核のゴミだけが青森に来るのでは」との疑問や不安を問いかけた。

県は「7月の中長期計画の説明、不確実性変動が多いが中間貯蔵施設の2棟目は2040年代初頭と聴いている。電力会社連携の中味を聴いていないので説明できない。原子力政策で国



県議会国会室で県民の会阿部共同代表・下北の会栗橋事務局長から要請書を手渡す。

が推進することには協力し、しっかり協議していきます。」との回答。

最後に古村共同代表から「今まで一度も知事が直接こういった場所に来て話し合うことがない。県議会では県民と話し合うことを積極的に行なうと発信している。私たちとの面談(話し合い)を切に望む」と要望し終わった。

2026年1月23日には、下北の会がむつ市に対し「撤回」を求めて要請書を提出した。

県民の会では2026年度内に、青森県に対して請願、国に要請書の提出を計画している。

原告団では1月19日に「再処理工場に置けるガラス熔融検査を竣工後に実施」することへの抗議・要請書を日本原燃と原子力規制委員会に提出した。

補助金・交付金を受取れば、市民や自治体は基本的に国策に反対できなくなる。国への貢献の度合いに応じて恣意的に補助金を交付すれば、地域(自治体)は決定権を無する。そんな状況を作り出しているように思えてならない。そんな中で事業者は、益々思うがままに事を進める構図が見えてくる。

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団・原告  
核のゴミから未来を守る青森県民の会事務局  
三沢市在住 伊藤和子

## 抗議・要請書

### 第1 抗議及び要請の趣旨

- 1 日本原燃㈱の「六ヶ所再処理工場における高レベルガラス溶融炉検査は工場竣工後に実施する」との方針変更抗議し、この方針を撤回して竣工前に同検査を実施することを要求する。
- 2 原子力規制委員会は、日本原燃㈱に対し、上記方針の撤回を要求し、竣工前にガラス固化試験を実施させて新規基準適合性を確認すべきである。
- 3 原子力規制委員会は、日本原燃㈱が方針撤回要求に応じることなく、竣工前のガラス固化試験検査を実施しない場合は、六ヶ所再処理工場の設計及び工事の計画の認可申請を却下すべきである。

### 第2 抗議及び要請の理由

#### 1 六ヶ所再処理工場の適合性審査状況

1993年4月28日に着工した六ヶ所再処理工場は、当初は6年ほどで竣工する予定であった。しかし、様々なトラブル発生と新規基準への対応から、現在も延期を繰り返し、日本原燃㈱は27回目の竣工予定を2026年度中（2027年3月31日）と発表している。

現在は、原子力規制委員会において第2回目の設計及び工事の計画の認可（設工認）の審査中である。日本原燃㈱は、2025年11月までに審査会合での説明を終えるとしていたが、同年12月22日に見直しを表明、目下のところ説明の終了は本年3月中、審査の終了時期は6月頃としている。実情は、28回目の竣工延期は免れない状況にある。

#### 2 ガラス溶融炉検査に関する日本原燃㈱の方針変更

##### (1) 従前の計画

日本原燃㈱は、これまでは「ガラス固化試験は、性能使用前検査の前提条件であり、当社の社内試験として、①安定運転確認、②性能（処理能力約70%）確認を実施するとの計画を公表（日本原燃㈱HP）、再処理工場の竣工に向けたスケジュール（令和7年2月・六ヶ所村原子力施設だより第32号）でも、ガラス溶融炉検査は竣工前としている。

具体的には、2026年10月にガラス固化試験を実施した後の翌2027年3月中（2026年度末）に竣工を迎えるという計画を公表していた。

##### (2) 方針の変更

ところが、2025年12月22日開催の第566回審査会合において、日本原燃㈱は、ガラス溶融炉試験の使用前事業者検査において、当初は実廃液を用いた試験を実施するとしていたが、関係する設備に機能及び性能に係る改造及び変更がないから、実廃液試験は実施せず、過去のアクティブ試験記録で代替する。

また「再処理施設の技術基準に関する規則」には、性能に関する規定がないから、技術基準への適合性確認の必要のないガラス溶融炉の処理能力試験等は、使用前事業者検査の対象とせず、日本原燃㈱の自主的確認の対象とする。つまり、「ガラス固化試験は竣工後に行なう」として従前の計画変更を表明した。

#### 3 竣工とは

原子炉等規制法46条は、事業者が実施した使用前事業者検査（工事が設工認に従って行われたものであること、技術基準に適合するものであることの確認）について、原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、原則として再処理施設を使用してはならない（第3項）と定める。この使用前確認をもって施設は竣工とみなされ、使用可能となる。

ちなみに、建築基準法（7条の6）も建築工事が完了しても完了検査済証の交付を受けた後でなければ原則として建築物を使用または使用させてはならないと規定している。

#### 4 方針変更の不当性について

日本原燃㈱の方針変更は、以下の理由により不合理かつ不当である。

##### (1) ガラス固化の重要性と技術的未確立性

###### ① ガラス固化体の重要性

ガラス固化は、言うまでもなく、使用済燃料をせん断・溶解した後に残る高レベル放射性廃液を安全に処分するための重要不可欠な工程である。廃液処理（ガラス固化）ができなければ、再処理工場の使用・操業は不可能となる。

ガラス固化を使用前事業者検査の対象外とすることは、ガラス固化の重要性を看過し、検査の目的を没却するものであり、暴論と言わざるをえない。

なお、六ヶ所再処理工場では2006年4月から2008年10月までに行ったアクティブ試験で、約425トンの使用済燃料を再処理して、高レベル放射性廃液を約328m<sup>3</sup>を抽出し、125m<sup>3</sup>の廃液を使用して2007年11月から2013年6月までの間に実施したガラス固化試験で、346本のガラス固化体が製造され、2025年3月時点で約227m<sup>3</sup>の高レベル放射性廃液が貯蔵されている。

###### ② ガラス固化技術の未確立

ア、ガラス固化技術は、固化の過程で予期しない白金族元素などの化学物質が溶融炉の底部に沈殿・堆積して均一なガラス固化体が得られないなど、固化技術は確立されていない。

実際に固化試験中に、ガラス溶融炉内の攪拌棒の使用不能事故（2008年12月）、ガラス注入ノズルの詰まりによるガ

ラス流下不良事故（2012年2月）が発生し、試験は中断した。

また、天井等の耐火レンガが損傷したものの、高線量に汚染されたレンガの損傷等の実態把握ができていない。このためレンガは耐震評価の対象から故意に外されている。

現在は東海村の日本原子力研究開発機構（JAEA）のモックアップ（模型）溶融炉で改良作業中である。

イ. 以上の状況に照らして、六ヶ所再処理工場が竣工後、事故やトラブルなく順調に稼働する技術的保証は全くないから、竣工後のガラス溶融炉検査は安全規制の観点から容認されるものではない。

ウ. 新規制基準は、六ヶ所再処理工場で想定される重大事故として、高レベル廃液の蒸発・乾固事故を挙示している。高レベル廃液のガラス固化が順調に行なえるかどうかは、再処理事業の成否にかかわる重大な関心事である。

従って、ガラス溶融炉試験を竣工後に先送りすることは、アクティブ試験失敗の教訓を忘れ、重大事故対策を軽視・看過したもので許されない。

## (2) 方針変更は本末転倒

日本原燃株は、新規制基準ではガラス溶融炉の性能（処理能力）に関する要求がないことを理由に、ガラス固化試験は使用前事業者検査の対象に含まれないと主張しているようであるが、性能（処理能力）は安全機能と並んで再処理工場稼働の絶対必要条件であり、いずれか一方が欠けても再処理工場の稼働は不能となるのであるから、性能（処理能力）の確認をせずに竣工することは本末転倒の議論と言わざるをえない。

仮に新規制基準が処理能力に関する要求をしていないとすれば、基準自体が不合理かつ不当であり、この基準に則った適合性審査は違法と言わざるをえず、日本原燃株の方針変更は却下されるべきである。

## (3) 方針変更の背景（思惑）

### ① 変更の背景

現在六ヶ所再処理工場の竣工・本格稼働が遅延し再処理政策の推進が行き詰まっている背景には、①アメリカ政府が求めるプルトニウムキャップ制（保有上限 47.3 トン）の制約、②高速増殖炉計画の失敗及びこれに代わるプルサーマル計画の停滞によるプルトニウム余剰（現在保有量 44.5 トン）によりプルトニウム利用計画が頓挫している状況が認められる。

工場竣工のこれ以上の遅れは、六ヶ所再処理工場不要論、廃止論に拍車がかかり、我国の原子力政策推進に致命的影響を及ぼすおそれがある。

② 日本原燃株のこのたびの突然の方針変更には、このような事態に陥ることを回避するため、何がなんでも 2026 年度中の竣工を成し遂げなければ自社の存亡にかかわるといふ強い危機感が背景にあると推認されると同時に、ガラス固化の失敗により更なる竣工の先送りによる経営破綻の事態だけは絶対に避けたいという思惑が透けて見える。

## (4) 方針変更の不当性

以上のとおり、今回の変更方針は、ガラス固化技術の困難性、ガラス溶融炉試験の再処理工程上の重要性、設工認・使用前事業者検査の制度目的、日本原燃株の既存の計画等に照らして合理性に欠け不当である。

なお、原子力規制委員会は、2026年1月14日の審査会合において、日本原燃株の方針変更について、今後その妥当性を検討して対応することとし結論は留保した。

## 5 結語

よって、以下のとおり抗議と要請をする。

- (1) 日本原燃株の前記方針変更に対し抗議し、この方針の撤回と竣工前のガラス固化試験の実施を要求する。
- (2) 原子力規制委員会は、①日本原燃株に対し、前記方針の撤回を求め、竣工前にガラス溶融炉検査の実施と適合性確認をすること、②六ヶ所再処理工場にかかる設工認申請を却下すること。

## 第3 関連質問

### 1 日本原燃株は、上記抗議と要請に関連して、以下の項目につき、14日以内に文書回答されたい。

- (1) 今回、実廃液を使ったガラス固化試験を竣工後に先送りすることにしたが、そのガラス固化では何m<sup>3</sup>の廃液を使って、何本のガラス固化体を作る操業計画が明らかにされたい。
- (2) 六ヶ所再処理工場では、年間 800 トンの使用済燃料を再処理してリサイクルする計画になっている。しかし日本が保有しているプルトニウムは約 44.5 トンで、アメリカが求めているプルトニウム・キャップ制では 47.3 トンとなっており、これを超えて再処理が出来ないと考えるが、貴社の見解如何。
- (3) 六ヶ所再処理工場で 800 トンの使用済燃料を再処理すると、高レベル廃液が 520 m<sup>3</sup>生じると予定されているが、高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液、アルカリ濃縮廃液、アルカリ洗浄廃液の各々の数量を明らかにされたい。
- (4) ①ガラス固化試験に供された各年度毎の使用済燃料の数量、高レベル廃液の数量、ガラス固化体の数量を明らかにされたい。  
②2006年度から2024年度までの各年度の高レベル廃液の保管状況を明らかにされたい。

### 2 原子力規制委員会は、上記抗議と要請に関連して、以下の項目につき、14日以内に文書回答されたい。

- (1) 「抗議及び要請の趣旨」2項及び3項に対する回答
- (2) ガラス溶融炉は2007年からの試験運転で、天井等の耐火レンガが損傷したが、当初 375 ガルの基準地震動で設計された再処理工場は、その後 700 ガルに引き上げられている。耐火レンガの耐震性を故意に耐震評価の対象から外しているのは不当ではないか。貴会の見解如何。

# 日本政府が固執する原子力開発はいったい何のために行われているのか？

弁護士 海渡 雄一

2026. 1. 15

## 1. 福島原発事故の当事国である日本で、ドイツや台湾では実現できた脱原発がなぜ実現できないのか

東京電力福島原発事故からまもなく15年が経過しようとしている。ドイツ、そして台湾では原発ゼロが実現した。ところが、日本では福島原発事故の反省として選び取ったはずの緩やかな原発からの撤退、原発の新設停止、再生可能エネルギーの開発への注力など、2012年9月の民主党政権下でなされた閣議決定の方針、さらには政府から独立性を持った原子力規制委員会による監視システムは、すべて反故にされ、原子力回帰の路線が復活しつつある。

イギリスでは、2025年1月、プルトニウムをMOX燃料として再利用する方針を見直し、経済性や安全保障上の懸念から、プルトニウムを廃棄物として処分（廃棄）する方向に転換した。世界最大級の民生用プルトニウム在庫（約120トン）について、溶解度の低い母材に混ぜて「固定化」し、深地層処分する方針という。

ところが、ここ日本では再稼働が進み、そして、再処理、プルトニウム利用をあきらめず、フルモックス大間原子炉の建設も放棄されない。日本の原子力政策は1950年代に立てられたまま、化石のように続いている。この原子力開発は、エネルギー政策としては合理的に説明がつかない、極めて異常なものとなっている。

## 2. 原発の発電量に占める割合は1割以下、エネルギーの供給方法として意味はなくなっている

原発の再稼働は、非常にゆっくりであり、新規基準に基づき14基の原発が再稼働しているにすぎない。2011年3月には54基の原発が稼働可能とされていたことからみると、再稼働できたのはごくわずかといえる。停止中は19基、廃止措置中が20基、廃止されたのが6基、建設中が電源開発大間（フルモックス）、東京電力東通、中国電力島根3号機となっている。岸田政権後の日本政府は、原発の新増設ばかりか、新型炉の建設まで打ち出している。

## 3. 原発が作れる原子力産業は三菱重工だけ

それでは、日本に原発を新しく作る力があるのだろうか。東芝は、2006年に買収した米国の原子力発電プラントメーカーであるウェスチングハウス（WH）社が2017年に経営破綻し、英国での新規原発建設事業からも撤退し、新規のプラント建設からは撤退した。

三菱重工は、国内唯一の加圧水型軽水炉（PWR）メーカーとして、WH社の技術を取り入れて、原発の建設を行ってきた。そして、北海道電力や関西電力などと共同で、出力120万kW級の革新軽水炉「SRZ-1200」の開発を進めるだけでなく、次世代炉開発に備えて、原子力事業での採用を強化する強気の経営を展開している。

日立は、米ゼネラル・エレクトリック（GE）との合弁会社である「GE日立ニュークリア・エナジー」を通じて、沸騰水型軽水炉（BWR）技術を中心に事業を展開し、英国での大型原発新設計画からも完全に撤退した。現在は小型モジュール炉（SMR）の開発に注力しているとされる。

このようにみると、実質的に日本政府の展開している原子力拡大路線は、防衛予算の突出によって、武器製造部門の好景気に沸く三菱重工頼みの政策であることがわかる。

2026年度予算で同社への発注は一兆円、従来の年間5000億円から倍増している。

核保有を公言した政府高官は、12月に三菱重工を訪問している

高市首相による台湾有事発言に続いて、2025年12月に安全保障を担当する日本政府高官が「日本は核保有すべきだ」と発言した。尾上定正内閣総理大臣補佐官（国家安全保障に関する重要政策及び核軍縮・不拡散問題担当）の発言だとされている。

官邸のホームページによれば、尾上氏は、その12月に三菱重工、川崎重工、三菱電機を相次いで訪問している。同補佐官は自民党内や公明党内からも更迭論が出る中で、1月14日現在で更迭されていない。いったい尾上氏は三菱重工に何のために行き、何を話したのだろうか。ぜひ、国会で質問してもらいたいものだ。

## 4. 軍民デュアルユース技術の実験場となっているイノベーションコースト

福島第一原発の廃炉は、政府・東電は2051年までの完了目標を掲げているが、燃料デブリ（溶け落ちた核燃料）の本格取り出しが遅れており、2037年以降にずれ込む見通しで、100年単位の長期戦になる可能性も指摘されている。そもそも取り出し作業をしようとする自体が、大量の被ばく労働を産み出すだけだ。このまま石棺化するのが合理的だ。

しかし、政府は、どんなに経費が拡大しても、デブリの撤去・廃炉の旗を降ろさない。福島第一原発事故の処理コストは、政府試算で約23.8兆円（2024年時点）に膨らんでおり、廃炉、賠償、除染、中間貯蔵などの費用が含まれる。廃炉の最大の不確定要素である継続的な汚染水の産出すら止められていない。デブリの取り出しなど未確定要素が多く、最終的には35兆円～81兆円に達するという民間の試算もある。このうち東電の負担は16兆円超、残りは国が「交付国債」で支援し、電気料金からの負担も発生している。福島イノベーションコーストで繰り広げられている廃炉ビジネスはドローン・ロボットや核戦争下でも稼働できる装甲車のような軍民両用技術の実験場となっている。

## 5. 新型炉開発、廃炉技術の開発を隠れ蓑として核開発が計画されている可能性はないか？

すべては闇の中である。ここにきて一気に加速してきた新型炉の開発や、廃炉のための先端デュアルユース技術開発で、何が行われているかに、私たちは目を凝らさなければならない。

おそらく、国会で質問しても、政府は特定秘密であるとして何も答えないかもしれない。しかし、もし日本が核兵器開発を計画しているとすれば、それは非核三原則だけでなく、原子力基本法にも反する違法行為である。

政府の違法行為を特定秘密に指定してはならないことは、特定秘密保護法の運用基準にも明記されていることなのである。

原発の再稼働を止め、ALPS処理汚染水の海洋投棄を止め、汚染土壌の全国の公共事業の現場へのばらまきを止め、新型炉の開発を止める闘いは、次なる破滅的な事故と環境汚染から日本と世界の市民を救うためだけでなく、闇で進められているかもしれない日本の核武装に反対する闘いとしても展開する必要がある時機が来ている。

## 六ヶ所核燃などを巡る動き

2025年

- 10 18 原告団：事務局会議を開催。
- 21 原告団：Zoomによるバーチャル核燃を開催。「六ヶ所断層の存在を裏づける『層面すべり断層』」と題して、上澤千尋氏が詳しく解説。
- 27 むつ中間貯蔵施設：東京電力柏崎刈羽原発の使用済燃料搬入。2024年9月の初搬入以来2回目。輸送数量は使用済燃料138本(ウラン量約24トン・キャスク2基)。
- 27 日本原燃：再処理工場で作業していた協力会社の40代男性社員の鼻から、放射性物質が検出されたと発表した。プルトニウムなどを吸い込んで体内被ばくしたとみられる。被ばくの経緯や線量は調査中。男性は産業医の診断を受け、現在は体調に異常はないとしている。
- 30 日本原燃・増田尚宏社長：再処理工場での作業員内部被ばく事案で、作業員のマスクを取り外す手順と、核物質拡散を防ぐために作業で使用するビニールに不備があった可能性に言及した。「内部取り込みというのは一番起こしてはいけない」と陳謝し、原因究明を徹底する考えを示した。事案は24日に発生。
- 31 青森県・宮下宗一郎知事：むつ中間貯蔵施設の共同利用案について「(実現は)ない」と改めて否定的な見解を示した。
- 11 1 フクシマ・六ヶ所プロジェクト：『「チェルノブイリ その後の世界」上映&コリンさんのお話会』を開催(八戸市)。参加者は100名を超え、展示・販売等のブースもあり、有意義な時間を過ごす。
- 5 日本原燃：再処理工場のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で、作業員の被ばく管理用に設置している中性子線を計測するエリアモニターが故障したと発表した。
- 5 原子力規制委員会：日本原燃の協力会社の作業員内部被ばくで、杉山智之委員が「(放射性物質の)漏えいや吸引が起こり得るといふ現実感をもった備えができていなかったのでは」と指摘した。
- 9 原告団：佐原氏との打ち合わせを開催。
- 11 日本原燃：核燃料サイクル施設で、重大事故の発生を想定した原子力防災訓練を行い、緊急時対応能力の向上に努めた。
- 14 日本原燃：建設中のMOX燃料加工工場で、協力会社の作業員が機器に右手を挟まれ、中指の切断や人さし指骨折の大けがを負ったと発表した。
- 14 日本原燃：再処理工場の詳細設計認可(設工認)審査で、今後の説明計画を原子力規制委員会側に示した。焦点とされていた溢水(いっすい)対策は本格的な審議に入った。
- 14 核のゴミから未来を守る青森県民の会：中間貯蔵施設の2度目の使用済燃料搬入を受け、県に対して抗議し、施設からの期限内の搬出など核燃料サイクルの実現性について説明を求めた。
- 15 「反核燃 秋の共同行動2025」&「反核燃 産地直売会」を開催。「原発はごめんだヒロシマ市民の会」代表の木原省治さんが、「ヒロシマから核のない世界を求めて」と題した講演を行なう(青森市・ワラッセ)。翌16日は、むつ市で開催。
- 22 脱原発政策実現全国ネットワーク関西・福井ブロック：「原発・核燃からの撤退を！」関西集会を開催。浅石代表が「私たちが再処理を拒否する理由」と題して講演、また加藤登紀子さんとの対談に望む。
- 25 原告団：事務局会議を開催。
- 12 1 原告団：事務局会議を開催。質問主意書の内容の確認。
- 8 青森県・宮下知事：核融合発電の実証に向けた「原型炉」を、むつ小川原地域に誘致することを表明。
- 8 青森県東方沖地震発生：八戸市震度6強、六ヶ所村5弱を観測。日本原燃では再処理工場燃料貯蔵プールの水が650リットル程度があふれる。
- 19 原告団：核燃裁判。工場直下「六ヶ所断層」の危険性を改めて訴える。
- 19 むつ中間貯蔵施設：親会社の東京電力と日本原子力発電が、他社燃料受入検討を青森県に伝えた。
- 22 日本原燃：再処理工場の設工認審査で、ガラス固化体を作る溶融炉検査は、2018年施行の新規制基準下では使用前事業者検査の対象ではないと主張し、完工後に確認運転を行う意向を示した。

2026年

- 1 14 核のゴミから未来を守る青森県民の会など：むつ中間貯蔵施設を巡り、他社燃料の受入れ検討で青森県に対し、検討案の撤回を求める要請書などを提出した。
- 19 原告団：事務局会議を開催。
- 19 原告団：日本原燃が再処理工場でのガラス固化体製造の試験を完工後に先送りする意向を示していることに、日本原燃と原子力規制委員会に対し、抗議・要請書を郵送で提出し、21日に記者会見で発表。
- 21 東電・柏崎刈羽原発6号機：再稼働直後に制御棒トラブルで原子炉停止。
- 23 原告団：バーチャル核燃裁判を開催(Zoom)。上澤千尋氏が「大陸棚外縁断層と六ヶ所断層の活動性について」と題して詳しく説明。
- 24 日本原燃：ウラン濃縮工場で遠心分離機の異常が確認されたため、生産運転の一部を停止したと発表。けが人はなく、環境への影響はない。再開時期は未定で、原因究明と再発防止策を講じてから。



## お知らせ

- ◆ **核燃裁判 報告集会** 2026年3月13日(金) 14:00～青森地裁  
裁判終了後(会場：青森弁護士会・会議室(日赤ビル 5階))
- ◆ **2026年さようなら原発・核燃 3.11青森集会**  
2026年3月15日(日) 12:30～ 青森市民ホール(青森駅隣)  
(詳細は同封チラシをご覧ください)
- ◆ **4・9反核燃の日全国市民集会** 2026. 4. 11(土) 11:00～13:00  
リンクステーションホール青森(青森市文化会館)4階 小会議室(1)
- ◆ **第41回 4・9反核燃の日全国集会** 2026. 4. 11(土) 14:00～15:00  
リンクステーションホール青森(青森市文化会館)5階 大会議室

### 冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお願ひします。

### コラム

毎日雪が降り続けている。八戸では少ないのだが、むつ湾からの雪雲が入り込む六ヶ所村は大雪である。そんな中で、選挙が続く。我がまま解散の衆議院選と病氣辞職の村長選。右寄りなのに中道を名乗る野党と、帝国主義国家の属国に甘んじる与党。表で国民の為と言いながら、裏で闇金を貯える悪性腫瘍のような政治家ばかり。◆世界終末時計が残り85秒になった。就任して丸一年で西半球は俺の物だと豪語する王様のような大統領。全地球は私のものと思い込み、2029年1月20日の任期最終日には、内ポケットからビスケット(核兵器の発射コード)を取り出して、フットボール(核兵器を発動するために必要な装置)を操作しかねない。キリスト教福音派の信者はハルマゲドンが起きるのを待っている、神に選ばれて復活する事を望んでいるからだそうだ。◆今は単なる白い雪で、放射能を含んだフォールアウトの雪ではない。今のうちに、単なる雪が降るうちに、いのちがあるうちに、正しい知識を得て正しい判断ができる知恵を身につけている、そんな次世代を育もう。(夢防)

### カンパを戴いた方々です。 ありがとうございました。

岡山順子、外崎淑民、小田切豊、大久保徹夫、高橋将之、三上弘之、大庭明子、薄井洋一、斎藤孝一、斎藤静江、若木京子、大谷和子、野溝春子、建部玲子、野坂幸司、武藤裕子、桐谷敏弘、田中榮、大澤統子、本間義悦、仲谷良子、脱原発政策実現全国ネットワーク関西、木野田みはる、山田隆一、米村釧、米村栄子、林隆志、稲葉みどり、久保優子、中畑範彦、匿名希望の方々(敬称略)

### 会員の一言

再処理を止めれば原発は止まる。後世代に負債を残さないため、この裁判は絶対死守しましょう。

(神奈川県 O.T様)

### 会員・サポーター募集中！！

#### 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>